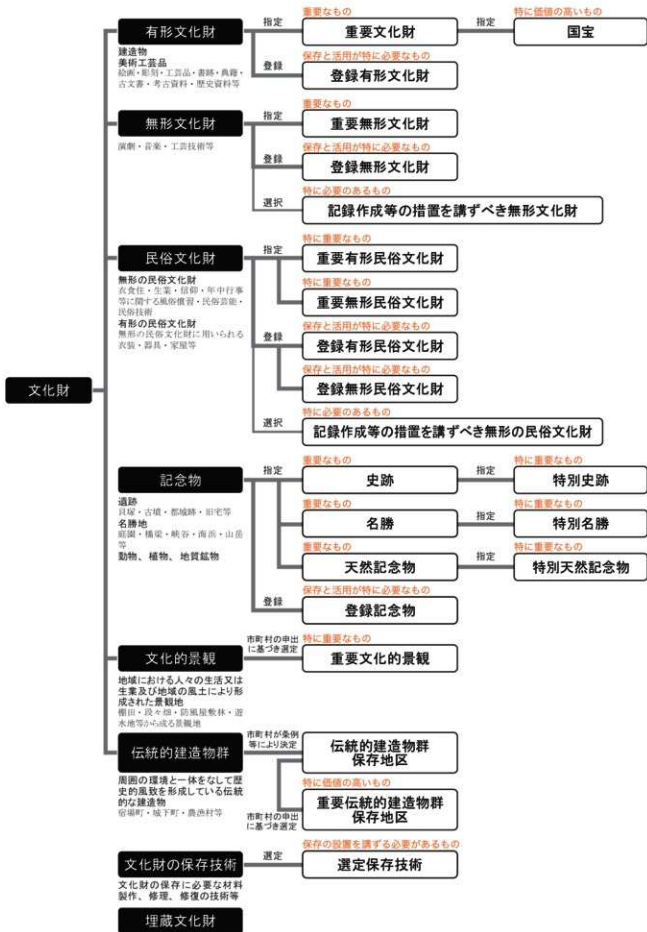


宮崎県文化財保存活用大綱

別添資料 目次

別添資料一①	文化財保護法に基づく文化財の体系図	1
別添資料一②	指定等文化財一覧(国・県)	2
別添資料一③	市町村別指定等文化財一覧表(国・県・市町村)	15
別添資料一④	「宮崎県文化財に関する指定・認定及び選定基準」	16
別添資料一⑤	「宮崎県文化財保護条例」	21
別添資料一⑥	「宮崎県文化財保護条例施行規則」	28
別添資料一⑦	昭和56年文化財保護審議会答申 「本県の文化財保護行政の在り方について(答申)」	32
別添資料一⑧	平成18年文化財保護審議会答申 「歴史文化遺産の保護と活用の新たな方向性について」	41
別添資料一⑨	宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」(文化財関連箇所抜粋)	45
別添資料一⑩	「宮崎県教育振興基本計画」(文化財関連箇所抜粋)	50
別添資料一⑪	「みやざき文化振興ビジョン(改訂版)」(文化財関連箇所抜粋)	53
別添資料一⑫	「宮崎県地域防災計画」(文化財関連箇所抜粋)	56
別添資料一⑬	「宮崎県中山間地域振興計画(令和元年度～令和4年度)」(文化財関連箇所抜粋)	63
別添資料一⑭	「宮崎県観光振興計画」(文化財関連箇所抜粋)	64
別添資料一⑮	「教育委員会業務継続計画(教育委員会版BCP)」(文化財関連箇所抜粋)	65
別添資料一⑯	「埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則」	67

文化財保護法に基づく文化財の体系図



国指定等文化財一覧

重要文化財（建造物）

名 称	指定年月日	所在地
那須家住宅	昭 31. 6. 28	椎葉村
旧黒木家住宅	昭 48. 2. 23	宮崎市
旧藤田家住宅	昭 48. 2. 23	宮崎市
巨田神社本殿	昭 53. 5. 31	宮崎市
興玉神社内神殿	昭 58. 6. 2	都城市
神門神社本殿	平 12. 12. 4	美郷町
高千穂神社本殿	平 16. 7. 6	高千穂町
赤木家住宅	平 16. 12. 10	都農町
旧吉松家住宅	平 20. 12. 2	串間市
旧網ノ瀬橋梁及び第三五ヶ瀬川橋梁	令 2. 12. 23	延岡市・日之影町

重要文化財（美術工芸品）

名 称	指定年月日	所在地
木造薬師如来及両脇侍像（三軀）	昭 19. 9. 5	宮崎市
木造騎獅文殊菩薩及脇侍像（五軀）附木造天蓋一面	昭 19. 9. 5	宮崎市
木造阿弥陀如来及両脇侍像（三軀）	昭 19. 9. 5	国富町
銅印 印文「児湯郡印」	昭 30. 2. 2	西都市
乾峯土器唐皿（六種）	昭 40. 5. 29	宮崎市
鉄造狛犬（一對）	昭 46. 6. 22	高千穂町
紺糸威紫白肩裾胴丸大袖付	平 6. 6. 28	都城市
宮崎県島内地下式横穴墓群出土品	平 24. 9. 6	えびの市
朝鮮国書	平 27. 9. 4	都城市
木造神王面	平 30. 10. 31	宮崎市
木造乾峯土器坐像、木造岳翁長甫坐像	平 30. 10. 31	宮崎市
木造神像（男神坐像一・女神坐像一）	令 2. 9. 30	高千穂町
宮崎県下北方五号地下式横穴墓出土品	令 2. 9. 30	宮崎市

重要有形民俗文化財

名 称	指定年月日	所在地
東米良の狩猟用具（29点）	昭 32. 6. 3	西都市
西米良の焼畑農耕用具（515点）	昭 61. 3. 31	西米良村
日向の山村生産用具（2260点）	平 5. 4. 15	宮崎市

重要無形民俗文化財

名 称	指定年月日	所在地
米良神楽	昭 52. 5. 17	西都市
高千穂の夜神楽	昭 53. 5. 22	高千穂町
五ヶ瀬の荒踊	昭 62. 1. 8	五ヶ瀬町
椎葉神楽	平 3. 2. 21	椎葉村
山之口の文弥人形	平 7. 12. 26	都城市
高原の神舞	平 22. 3. 11	高原町

特別史跡

名 称	指定年月日	所在地
西都原古墳群	昭 9. 5. 1 (特史) 昭 27. 3. 29	西都市

特別天然記念物

名 称	指定年月日	所在地
青島亜熱帯性植物群落	大 10. 3. 3 (特天) 昭 27. 3. 29	宮崎市
都井岬ソテツ自生地	大 10. 3. 3 (特天) 昭 27. 3. 29	串間市
カモシカ	昭 9. 5. 1 (特天) 昭 30. 2. 15	地域を定めず
内海のヤッコソウ発生地	昭 16. 8. 1 (特天) 昭 27. 3. 29	宮崎市

史跡

名 称	指定年月日	所在地
宗麟原供養塔	昭 8. 2. 28	川南町
千畑古墳	昭 9. 5. 1	西都市
中ノ尾供養碑	昭 9. 8. 9	日南市
本庄古墳群	昭 9. 8. 9	国富町
今町一里塚	昭 10. 12. 24 (追) 昭 48. 7. 21	都城市
生目古墳群	昭 18. 9. 8	宮崎市
南方古墳群	昭 18. 9. 8	延岡市
松本塚古墳	昭 19. 3. 7	西都市
新田原古墳群	昭 19. 11. 13	新富町
川南古墳群	昭 36. 2. 25	川南町
持田古墳群	昭 36. 2. 25	高鍋町
蓮ヶ池横穴群	昭 46. 7. 17	宮崎市
茶臼原古墳群	昭 48. 8. 18	西都市
安井息軒旧宅	昭 54. 5. 22	宮崎市
常心塚古墳	昭 55. 3. 24	西都市
都於郡城跡	平 12. 9. 6	西都市
大島島田遺跡	平 14. 3. 19	都城市
穆佐城跡	平 14. 3. 19	宮崎市
佐土原城跡	平 16. 9. 30	宮崎市
本野原遺跡	平 16. 9. 30	宮崎市
日向国府跡	平 17. 7. 14	西都市
日向国分寺跡	平 23. 9. 21	西都市

名勝及び天然記念物

名 称	指定年月日	所在地
五箇瀬川峡谷 (高千穂峡谷)	昭 9. 11. 10	高千穂町

名勝

名 称	指定年月日	所在地
妙国寺庭園	昭 8. 4. 13 (追) 令 1. 10. 16	日向市
比叡山及び矢筈嶽	昭 14. 9. 7	日之影町・延岡市
尾鈴山瀑布群	昭 19. 3. 7	都農町
幡戸	平 29. 10. 13	日南市

天然記念物

名 称	指定年月日	所在地
ノカイドウ自生地	大 12. 3. 7	えびの市
狭野のスギ並木	大 13. 12. 9	高原町
関の尾の竈穴	昭 3. 2. 18	都城市
高島のピロウ自生地	昭 5. 2. 28	延岡市
古江のキンモクセイ	昭 5. 4. 25	延岡市
柘の滝鍾乳洞	昭 8. 2. 28	高千穂町
七折鍾乳洞	昭 8. 2. 28	日之影町
幸橋サル生息地	昭 9. 1. 22	串間市
狭野神社ブッボウソウ繁殖地	昭 9. 5. 1	高原町
青島の隆起海床と奇形波蝕痕	昭 9. 5. 1	宮崎市
八村スギ	昭 10. 6. 7	椎葉村
湯ノ宮の座輪梅	昭 10. 12. 24	新富町
高岡の月知梅	昭 10. 12. 24	宮崎市
去川のイチョウ	昭 10. 12. 24	宮崎市
内海のアコウ	昭 16. 10. 3	宮崎市
臨幸鶏	昭 18. 8. 24	地域を定めず
宮崎神社のオオシラフジ	昭 26. 6. 9	宮崎市
高鍋のクス	昭 26. 6. 9	高鍋町
清武の大クス	昭 26. 6. 9	宮崎市
瓜生野八幡のクスノキ群	昭 26. 6. 9	宮崎市
妻のクス	昭 26. 6. 9	西都市
上穂北のクス	昭 26. 6. 9	西都市
石波の海岸樹林	昭 26. 6. 9	串間市
東郷のクス	昭 26. 6. 9	日南市
虚空蔵島の亜熱帯林	昭 26. 6. 9	日南市
田原のイチョウ	昭 26. 6. 9	高千穂町
下野八幡宮のイチョウ	昭 26. 6. 9	高千穂町
下野八幡宮のケヤキ	昭 26. 6. 9	高千穂町
鯉馬およびその繁殖地	昭 28. 11. 14	串間市
イヌワシ	昭 40. 5. 12	地域を定めず
エヒメアヤメ自生南限地帯	昭 43. 6. 14 (追) 平 25. 10. 17	小林市
ヘゴ自生北限地帯	昭 43. 6. 14	日南市
双石山	昭 44. 8. 22	宮崎市
飯岳針葉樹林	昭 44. 8. 22	えびの市
祝子川のモウソウキンメイ竹林	昭 45. 8. 11	延岡市

名 称	指定年月日	所在地
オカヤドカリ	昭 45. 11. 12	地域を定めず
カラスノト	昭 46. 5. 19	地域を定めず
川南湿原植物群落	昭 49. 6. 11	川南町
ゴイシツバメシジミ	昭 50. 2. 13	地域を定めず
ヤマネ	昭 50. 6. 26	地域を定めず
カンムリウミスズメ	昭 50. 6. 26	地域を定めず
竹野のホルトノキ	昭 52. 2. 17	綾町
大久保の大ヒノキ	平 6. 3. 2	椎葉村
猪崎鼻の堆積構造	平 26. 3. 18 (追) 平 30. 10. 15	日南市
オオヨドカワゴロモ自生地	平 28. 3. 1	小林市
日向岬の柱状節理	平 30. 2. 13	日向市

重要伝統的建造物群

名 称	指定年月日	所在地
日南市紙肥	昭 52. 5. 18	日南市
日向市美々津	昭 61. 12. 8	日向市
椎葉村十根川	平 10. 12. 25	椎葉村

重要文化的景観

名 称	指定年月日	所在地
酒谷の坂元棚田及び農山村景観	平 25. 10. 17	日南市

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

名 称	選択年月日 (国指定年月日)	所在地
高千穂神楽 ※1	昭 45. 6. 8 (昭 53. 5. 22)	高千穂町
下水流の臼太鼓踊 ※2	昭 46. 11. 11	西都市
山之口の文弥人形 ※1	昭 47. 8. 5 (平 7. 12. 26)	都城市
米良神楽 ※1	昭 48. 4. 5 (昭 52. 5. 18)	西都市
蹴川の神舞 ※1	昭 49. 12. 4 (平 22. 3. 11)	高原町
荒踊 ※1	昭 50. 12. 8 (昭 62. 1. 8)	五ヶ瀬町
高鍋神楽 ※2	昭 53. 1. 31	高鍋町・木城町 都農町・川南町
椎葉の神楽 ※1	昭 55. 12. 12 (平 3. 2. 21)	椎葉村
日向の祠堂の習俗	昭 57. 12. 21	宮崎県
日向の焼畑習俗	昭 60. 12. 20	宮崎県
日向の弥五郎人形行事 ※2	平元. 2. 27	都城市・日南市

名 称	選択年月日 (国指定年月日)	所在地
北川上流域の農耕習俗	平 2. 1. 26	延岡市
日向南郷神門神社・木城比木神社の節走祭り	平 3. 1. 25	美郷町・木城町
諸塚神楽 ※2	平 5. 10. 15	諸塚村
米良山の神楽	平 29. 3. 3	西都市・木城町・ 西米良村

※1は国指定重要無形民俗文化財、※2は県指定無形民俗文化財になっているもの
(指定名称は上記の名称と異なっている場合があります)

登録有形文化財（建造物）

名 称	登録年月日	所在地
黒北発電所	平 9. 5. 7	宮崎市
めがね橋	平 10. 9. 2	えびの市
杉村金物本店主屋	平 10. 10. 9	日南市
杉村金物本店倉庫	平 10. 10. 9	日南市
油津赤レンガ館（旧河野宗泰家倉庫）	平 10. 10. 9	日南市
旧河野宗泰家主屋及び炊事場	平 10. 10. 9	日南市
堀川橋（乙姫橋）	平 10. 12. 11	日南市
大御神社本殿	平 11. 10. 14	日向市
大御神社幣殿・拝殿	平 11. 10. 14	日向市
英国館	平 13. 10. 12	日之影町
堀川運河護岸	平 16. 2. 17	日南市
広渡川石堰堤	平 16. 2. 17	日南市
花峯橋	平 16. 2. 17	日南市
享保水路井堰	平 16. 2. 17	えびの市
享保水路太鼓橋	平 16. 2. 17	えびの市
鯉鱈橋	平 16. 2. 17	えびの市
大平落中橋	平 16. 2. 17	えびの市
願心寺本堂	平 16. 3. 2	都城市
願心寺山門	平 16. 3. 2	都城市
塚原ダム	平 16. 3. 2	美郷町・諸塚村
黒木家住宅主屋	平 16. 7. 23	えびの市
黒木家住宅座敷棟	平 16. 7. 23	えびの市
黒木家住宅台所棟	平 16. 7. 23	えびの市
黒木家住宅土蔵	平 16. 7. 23	えびの市
鈴木旅館本館	平 18. 3. 27	日南市
鈴木旅館西本館	平 18. 3. 27	日南市
鈴木旅館北離れ	平 18. 3. 27	日南市
鈴木旅館東離れ	平 18. 3. 27	日南市
鈴木旅館土蔵	平 18. 3. 27	日南市
瀧尾書店	平 18. 3. 27	日南市
旧外山医院	平 18. 3. 27	日南市
渡邊家住宅主屋	平 18. 3. 27	日南市
渡邊家住宅酒蔵	平 18. 3. 27	日南市

名 称	登録年月日	所在地
渡邊家住宅西蔵	平 18. 3. 27	日南市
渡邊家住宅小蔵	平 18. 3. 27	日南市
旧服部家別荘	平 18. 3. 27	日南市
旧服部家別荘土蔵	平 18. 3. 27	日南市
旧伊東家別荘	平 18. 3. 27	日南市
旧後藤家商家交流資料館本館	平 19. 7. 31	都城市
旧後藤家商家交流資料館石塀	平 19. 7. 31	都城市
那須家住宅主屋	平 19. 7. 31	椎葉村
甲斐家住宅主屋	平 19. 7. 31	椎葉村
都城島津家住宅主屋	平 20. 4. 18	都城市
都城島津家住宅離れ	平 20. 4. 18	都城市
都城島津家住宅内蔵	平 20. 4. 18	都城市
都城島津家住宅外蔵	平 20. 4. 18	都城市
都城島津家住宅石蔵	平 20. 4. 18	都城市
都城島津家住宅剣道場	平 20. 4. 18	都城市
都城島津家住宅社	平 20. 4. 18	都城市
都城島津家住宅御門	平 20. 4. 18	都城市
宮崎神宮神殿	平 22. 1. 15	宮崎市
宮崎神宮幣殿	平 22. 1. 15	宮崎市
宮崎神宮渡殿	平 22. 1. 15	宮崎市
宮崎神宮神頼所	平 22. 1. 15	宮崎市
宮崎神宮御料屋	平 22. 1. 15	宮崎市
宮崎神宮透間垣	平 22. 1. 15	宮崎市
宮崎神宮拝所	平 22. 1. 15	宮崎市
宮崎神宮正門	平 22. 1. 15	宮崎市
宮崎神宮玉垣	平 22. 1. 15	宮崎市
宮崎神宮石櫓	平 22. 1. 15	宮崎市
宮崎神宮御古館	平 22. 1. 15	宮崎市
五百禊神社本殿	平 22. 9. 10	日南市
五百禊神社神楽殿及び拝殿	平 22. 9. 10	日南市
五百禊神社石塀	平 22. 9. 10	日南市
五百禊神社石橋及び石垣	平 22. 9. 10	日南市
高橋家住宅主屋	平 22. 9. 10	日南市
高橋家住宅離れ及び台所	平 22. 9. 10	日南市
高橋家住宅東蔵	平 22. 9. 10	日南市
高橋家住宅西蔵	平 22. 9. 10	日南市
高橋家住宅納屋	平 22. 9. 10	日南市
池田家住宅主屋	平 24. 2. 23	宮崎市
奈良家住宅主屋	平 25. 12. 24	宮崎市
奈良家住宅別棟	平 25. 12. 24	宮崎市
旧岩瀬橋	平 26. 4. 25	小林市
JR 吉都線えびの駅本屋	平 26. 4. 25	えびの市
旧田原村役場	平 26. 12. 19	高千穂町
松浦家住宅石蔵	平 28. 2. 25	宮崎市

名 称	登録年月日	所在地
松浦家住宅門柱及び石塀	平 28. 2. 25	宮崎市
土器屋家住宅石蔵	平 28. 2. 25	宮崎市
土器屋家住宅石塀	平 28. 2. 25	宮崎市
宮崎県庁舎本館	平 29. 5. 2	宮崎市
宮崎県庁舎正門門柱	平 29. 5. 2	宮崎市
宮崎県庁舎東門門柱	平 29. 5. 2	宮崎市
青木橋	平 29. 5. 2	宮崎市
高原町民体育館分館	平 29. 10. 27	高原町
石井記念友愛社静養館	平 29. 10. 27	木城町
石井記念友愛社力舟館	平 29. 10. 27	木城町
細島鞍馬場	平 30. 3. 27	日向市
綾陽校記念館	平 30. 3. 27	綾町
旧持永家住宅隠居棟	平 30. 5. 10	都城市
旧持永家住宅及び石塀	平 30. 5. 10	都城市
旧吉田家住宅主屋	平 30. 5. 10	高鍋町
古澤酒造店舗兼主屋	平 30. 11. 2	日南市
古澤酒造醸室・検定室及び作業場	平 30. 11. 2	日南市
古澤酒造瓶詰操作場	平 30. 11. 2	日南市
古澤酒造一号蔵	平 30. 11. 2	日南市
古澤酒造二号蔵	平 30. 11. 2	日南市
古澤酒造表門及び石塀	平 30. 11. 2	日南市
鞍崎灯台	平 31. 3. 29	日南市
服部植物研究所	平 31. 3. 29	日南市
細島灯台	平 31. 3. 29	日向市
都井岬灯台	平 31. 3. 29	串間市
旧鈴木馬左也別邸主屋	令 2. 8. 17	高鍋町
旧鈴木馬左也別邸土蔵	令 2. 8. 17	高鍋町
旧鈴木馬左也別邸土塀	令 2. 8. 17	高鍋町
官田本店石蔵	令 3. 6. 24	日南市
旧宮崎農工銀行（宮崎県庁5号館）	令 3. 10. 14	宮崎市

登録記念物

名 称	登録年月日	所在地
賀来飛殿標本	平 22. 8. 5	宮崎市
旧報恩寺庭園	平 27. 1. 26	日南市
旧伊東伝左衛門庭園	平 27. 1. 26	日南市

県指定等文化財一覧

有形文化財（建造物）

名 称	指定年月日	所在地
石造六地藏蔵	昭 40. 8. 17	延岡市
大迫寺跡石塔群	昭 40. 8. 17	日南市
板碑	昭 40. 8. 17	えびの市
六地藏蔵	昭 40. 8. 17	小林市
五輪塔	昭 41. 7. 17	宮崎市
米良の民家	昭 52. 4. 1	宮崎市
椎葉の民家	昭 52. 4. 1	宮崎市
榎原神社鐘楼	昭 54. 5. 11	日南市
榎原神社本殿(石の間拝殿を含む)	昭 58. 1. 21	日南市
巨田神社摂社若宮社、摂社今宮社	昭 58. 1. 21	宮崎市
兼喜神社本殿(拝殿、舞殿、本殿)	平 6. 11. 28	都城市
輪戸神宮本殿	平 7. 3. 23	日南市
山仮屋隧道	平 10. 10. 22	日南市
榎原神社楼門	平 14. 3. 28	日南市
三ヶ所神社本殿	平 14. 11. 18	五ヶ瀬町
東方大丸太鼓橋	平 15. 4. 24	小林市
妙円寺跡石塔群	平 15. 10. 16	宮崎市
旧二見家住宅	平 30. 2. 26	宮崎市

有形文化財（美術工芸品）

名 称	指定年月日	所在地
男神像及び女神像（四軀）	昭 34. 7. 10	都城市
板絵著色観音菩薩御正体（一面）	昭 40. 8. 17	美郷町
木造阿弥陀如来坐像（一軀）	昭 40. 8. 17	宮崎市
木造薬師如来及び阿脇侍像（三軀）	昭 40. 8. 17	国富町
木造地藏菩薩半跏像（一軀）	昭 40. 8. 17	宮崎市
鍍銀蓮池文華蓋（二面）	昭 40. 8. 17	延岡市
石刻門守神像（二面）	昭 40. 8. 17	五ヶ瀬町
鉄鑄口（一口）	昭 40. 8. 17	延岡市
金銅装束（一背）	昭 40. 8. 17	諸塚村
銅鏡（十一面）	昭 40. 8. 17	諸塚村
銅鏡（三十三面）	昭 40. 8. 17	美郷町
雲版（一面）	昭 40. 8. 17	美郷町
須弥壇（一基）	昭 40. 8. 17	国富町
朱塗丸盆（四枚）	昭 40. 8. 17	都城市
神面（二面）	昭 40. 8. 17	西米良村
神面（二面）	昭 40. 8. 17	西都市
木造阿弥陀如来坐像（一軀）	昭 46. 6. 11	綾町
方格四乳葉文鏡	昭 46. 6. 11	西都市
梵鐘	昭 46. 6. 11	日向市
土持文書	昭 58. 1. 21	宮崎市
東霧島の梵鐘	昭 60. 12. 17	都城市

名 称	指定年月日	所在地
木造薬師如来坐像（一軀）	昭 61. 3. 25	国富町
木造聖観音菩薩坐像（一軀）	昭 61. 3. 25	国富町
木造山路毘沙門天立像（一軀）	平 6. 11. 28	西都市
木喰上人造仏（五軀）	平 8. 11. 1	西都市
地蔵菩薩坐像	平 9. 10. 23	高千穂町
千手観音菩薩坐像及び脇侍像	平 9. 10. 23	高千穂町
野辺文書	平 11. 3. 31	都城市
長谷観音（本尊十一面観世音菩薩像、脇侍勢至菩薩像 三林の頭部及び体部材）	平 14. 3. 28	西都市
僧胤康関係資料	平 16. 3. 29	延岡市
金剛寺文書	平 18. 3. 23	宮崎市
内藤家旧康能狂言面	平 19. 3. 22	延岡市
檜垣桐吉草詩絵面箱	平 19. 3. 22	延岡市
向山神社の鉄造狛犬（一対）	平 21. 3. 26	高千穂町
高鍋町歴史総合資料館所蔵の豊臣秀吉朱印状及び徳 川家康朱印状	平 22. 3. 30	高鍋町
延岡城下図屏風	平 28. 8. 29	延岡市
梵鐘「城山の鐘」	平 28. 8. 29	延岡市
伊東祐孝奉納墨書天井画	平 29. 8. 28	国富町
銅鑄口	平 30. 9. 10	高千穂町
銅鑄口	平 30. 9. 10	宮崎市
木造聖観音菩薩坐像及び木造大日如来坐像	令元. 9. 12	西都市
木造薬師如来立像	令元. 9. 12	串間市
木造日蓮聖人坐像	令 3. 2. 25	門川町
都城島津家伝来史料	令 4. 2. 24	都城市

無形民俗文化財

名 称	指定年月日	所在地
臼太鼓踊（西都市下水流）	昭 37. 5. 15	西都市
輪太鼓踊	昭 37. 5. 15	小林市
バラ太鼓踊	昭 37. 5. 15	国富町
泰平踊	昭 37. 5. 15	日南市
柚木野人形	昭 37. 5. 15	高千穂町
高鍋神楽	昭 44. 4. 1	高鍋町・木城町・新富町・ 川南町・都農町・美郷町
熊襲踊	昭 47. 9. 26	都城市
尾八重神楽	昭 56. 3. 10	西都市
田代神社の御田祭と農耕行事	昭 63. 3. 8	美郷町
山之口弥五郎どん祭り	平 2. 3. 27	都城市
船引神楽	平 3. 3. 15	宮崎市
田ノ上八幡神社の弥五郎人形行事	平 3. 3. 15	日南市
諸塚神楽	平 3. 11. 1	諸塚村
牛越祭り	平 4. 3. 21	えびの市
高木の揚げ馬	平 6. 3. 25	都城市

名 称	指定年月日	所在地
花木あげ馬	平 6. 3. 25	都城市
穂満坊あげ馬	平 6. 3. 25	都城市
大人歌舞伎	平 7. 3. 23	日之影町
西米良神楽	平 9. 3. 24	西米良村
苗代田祭	平 11. 9. 27	高原町
香取神社・天宮神社打植祭	平 13. 5. 7	えびの市
青島臼太鼓踊り	平 18. 3. 23	宮崎市
巨田池の鴨網猟	平 18. 3. 23	宮崎市
深角団七踊り	平 19. 3. 22	日之影町
伊形花笠踊り	平 20. 3. 31	延岡市
椎葉の焼畑農耕	平 28. 2. 18	椎葉村
日之影神楽	平 29. 8. 28	日之影町
新田神楽	令 2. 9. 14	新富町
美郷町備長炭製炭技術保存会の備長炭製炭	令 3. 2. 25	美郷町

史 跡

名 称	指定年月日	所在地
榎田関跡	昭 8. 12. 5	えびの市
去川の関跡	昭 8. 12. 5	宮崎市
刀工田中国廣宅跡	昭 8. 12. 5	綾町
本庄の石仏	昭 8. 12. 5	国富町
谷村計介旧宅	昭 8. 12. 5	宮崎市
南洲翁高居跡	昭 8. 12. 5	延岡市
吉野朝勘王家炭原又三郎の墓	昭 8. 12. 5	高千穂町
古月禅師分骨塔	昭 9. 4. 17	宮崎市
何欽吉墓	昭 9. 4. 17	都城市
伊東塚	昭 9. 4. 17	小林市
幕末勤王家海賀宮門外二士の墓	昭 9. 4. 17	日向市
甲斐右膳父子の墓	昭 9. 4. 17	西米良村
祝吉御所跡	昭 9. 4. 17	都城市
紙屋池の原一里塚	昭 11. 7. 17	小林市
紙屋津野原一里塚	昭 11. 7. 17	小林市
旧藩邸農牧駒追込堀跡	昭 11. 7. 17	都農町
有栖川征討總督宮殿下御本営遺跡	昭 11. 7. 17	日向市
僧日要の墓	昭 14. 1. 27	日向市
僧日譚遺跡	昭 17. 6. 23	宮崎市
石器時代住居跡尾平野洞窟	昭 32. 12. 15	都城市
東麓石宮仏	昭 32. 12. 15	小林市
若山牧水生家	昭 41. 9. 9	日向市
石井十次生家	昭 47. 9. 26	高鍋町
下弓田遺跡	昭 51. 3. 26	串間市
陣内遺跡	昭 51. 3. 26	高千穂町
本田遺跡	昭 51. 3. 26	小林市
木崎原古戦場跡	平 10. 3. 26	えびの市

名 称	指定年月日	所在地
観音瀬水路	平 17. 3. 31	都城市
赤江町古墳	昭 8. 12. 5	宮崎市
都井村古墳	昭 8. 12. 5	串間市
福島町古墳	昭 8. 12. 5	串間市
野尻村古墳	昭 8. 12. 5	小林市
真幸村古墳	昭 8. 12. 5	えびの市
綾町古墳	昭 8. 12. 5	綾町
倉岡村古墳	昭 8. 12. 5	宮崎市
都於郡村古墳	昭 8. 12. 5	西都市
富高町古墳	昭 8. 12. 5	日向市
高千穂町古墳	昭 8. 12. 5	高千穂町
市木村古墳	昭 9. 4. 17	串間市
都城市古墳	昭 9. 4. 17	都城市
志和池村古墳	昭 9. 4. 17	都城市
須木村古墳	昭 9. 4. 17	小林市
清水古墳群	昭 9. 4. 17	西都市
松本古墳群	昭 9. 4. 17	西都市
細島町古墳	昭 9. 4. 17	日向市
八代村古墳	昭 9. 4. 17	国富町
西米良村古墳	昭 9. 4. 17	西米良村
佐土原町古墳	昭 10. 7. 2	宮崎市
青島村古墳	昭 10. 7. 2	宮崎市
高城町古墳	昭 10. 7. 2	都城市
飯野村古墳	昭 10. 7. 2	えびの市
百塚原古墳群	昭 10. 7. 2	西都市
永野古墳群	昭 10. 7. 2	西都市
塊田古墳	昭 10. 7. 2	西都市
平郡古墳群	昭 10. 7. 2	西都市
東郷村古墳	昭 10. 7. 2	日向市
西郷村古墳	昭 10. 7. 2	美郷町
岩戸村古墳	昭 10. 7. 2	高千穂町
七折村古墳	昭 10. 7. 2	日之影町
田原村古墳	昭 10. 7. 2	高千穂町
都城市沖水古墳	昭 11. 7. 17	都城市
南郷村古墳	昭 11. 7. 17	日南市
山之口村古墳	昭 11. 7. 17	都城市
木脇村古墳	昭 11. 7. 17	国富町
九流水横穴墓群	昭 11. 7. 17	西都市
下三財古墳群	昭 11. 7. 17	西都市
常心原古墳群	昭 11. 7. 17	西都市
上高野横穴墓群	昭 11. 7. 17	西都市
都農町古墳	昭 11. 7. 17	都農町
門川町古墳	昭 11. 7. 17	門川町
三ヶ所村古墳	昭 11. 7. 17	五ヶ瀬町

名 称	指定年月日	所在地
南郷村古墳	昭 11. 7. 17	美郷町
宮崎市大淀古墳	昭 12. 7. 2	宮崎市
那珂村古墳	昭 12. 7. 2	宮崎市
木花村古墳	昭 12. 7. 2	宮崎市
東郷村古墳	昭 12. 7. 2	日南市
細田村古墳	昭 12. 7. 2	日南市
本城村古墳	昭 12. 7. 2	串間市
高鍋町古墳	昭 12. 7. 2	高鍋町
北方村古墳	昭 12. 7. 2	延岡市
美々津町古墳	昭 12. 7. 2	日向市
延岡市古墳	昭 14. 1. 27	延岡市
川南村古墳	昭 14. 1. 27	川南町
広瀬村古墳	昭 14. 1. 27	宮崎市
住吉村古墳	昭 14. 1. 27	宮崎市
本庄町古墳	昭 14. 1. 27	国富町
小林町古墳	昭 14. 1. 27	小林市
木城村古墳	昭 14. 1. 27	木城町
宮崎市下北方古墳	昭 14. 4. 21	宮崎市
高岡町古墳	昭 17. 6. 23	宮崎市
南浦村古墳	昭 17. 6. 23	延岡市
上野村古墳	昭 17. 6. 23	高千穂町
高崎町古墳	昭 17. 6. 23	都城市
生目村古墳	昭 19. 12. 15	宮崎市
富田村古墳	昭 19. 12. 15	新富町
上穂北村古墳	昭 19. 12. 15	西都市
高原町古墳	昭 19. 12. 15	高原町
瓜生野村古墳	昭 19. 12. 15	宮崎市
池内横穴	昭 47. 5. 26	宮崎市
船塚古墳	昭 52. 4. 1	宮崎市
鈴鏡塚古墳	平 10. 3. 26	日向市
狐塚古墳	平 12. 9. 21	日南市
東平下2号方形周溝墓	平 16. 9. 24	川南町
清武上猪ノ原遺跡	平 27. 2. 23	宮崎市
東二原地下式横穴墓群	平 27. 9. 7	小林市

名勝

名 称	指定年月日	所在地
須木の滝	昭 8. 12. 5	小林市
那智の滝	昭 12. 7. 2	延岡市
勝目氏庭園	昭 32. 12. 15	日南市
橋口氏庭園	昭 32. 12. 15	日向市
乙島	昭 32. 12. 15	門川町
行麟山	昭 32. 12. 15	延岡市
鬼神野・梅尾溶岩溪谷	平 8. 3. 25	美郷町・椎葉村

天然記念物

名 称	指定年月日	所在地
鵜戸千畳敷奇岩	昭 8. 12. 5	日南市
オニバス自生地	昭 8. 12. 5	木城町
フクジュソウ自生地	昭 8. 12. 5	高千穂町
飯肥のウスギモクセイ	昭 10. 7. 2	日南市
飯野のイチョウ	昭 10. 7. 2	えびの市
森永の化石群	昭 12. 7. 2	国富町
山田のイチョウ	昭 14. 1. 27	都城市
門川のウスギモクセイ	昭 17. 6. 23	門川町
白岩山石灰岩峰植物群落	昭 17. 6. 23	五ヶ瀬町
浄専寺のシダレザクラ	昭 40. 8. 17	五ヶ瀬町
松尾のイチョウ	昭 44. 2. 28	椎葉村
アカウミガメ及びその産卵地	昭 55. 6. 24	宮崎市・高鍋町・新富町
	平 8. 3. 25	日南市・延岡市
	平 29. 2. 27	日向市
綾のイチイガシ	昭 60. 1. 4	綾町
天林寺のおハツキイチョウ	昭 60. 12. 17	宮崎市
樫木尾のウラクツバキ	平 3. 11. 1	西都市
大椎葉のウラクツバキ	平 3. 11. 1	西都市
権現崎の照葉樹林	平 12. 3. 31	日向市
市木のナギ	平 14. 3. 28	美郷町
福瀬神社のハナガガシ林	平 21. 3. 26	日向市
フクジュソウ自生地	平 25. 9. 12	諸塚村
クマガイソウ自生地	平 29. 2. 27	高千穂町
芝原轟口のアスナロ	平 29. 2. 27	高千穂町

市町村別指定等文化財一覧表（国・県・市町村）

市町村名	区分	有形文化財		無形文化財		民俗文化財		記念物		文財 景観	伝統的 建造物 群保存 地区	保存 技術	合計
		建造物	美術 工芸品	芸能	工芸 技術	その他	有形	無形	史跡	名勝	天然 記念物		
1 宮崎市	国指定・選定	3	6	0	0	0	1	0	6	0	10	0	26
	県指定	6	5	0	0	0	0	3	20	0	2	0	36
	市町村指定	17	21	2	0	0	1	15	23	0	11	0	90
2 都城市	国指定・選定	1	3	0	0	0	0	3	2	0	1	0	7
	県指定	1	5	0	0	0	0	5	10	0	1	0	22
	市町村指定	20	28	0	0	0	7	8	16	0	2	0	81
3 延岡市	国指定・選定	1	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	6
	県指定	1	7	0	0	0	0	1	4	2	1	0	16
	市町村指定	15	68	0	0	0	0	4	4	1	4	0	98
4 日南市	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	1	8
	県指定	6	0	0	0	0	0	2	4	1	3	0	16
	市町村指定	10	11	0	0	1	0	3	6	2	3	0	47
5 小山市	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	県指定	2	0	0	0	0	0	1	9	1	0	0	13
	市町村指定	3	12	0	0	0	0	3	8	0	4	0	30
6 日向市	国指定・選定	0	1	0	0	0	0	0	9	1	3	0	14
	県指定	6	35	0	0	0	0	15	4	0	4	0	66
	市町村指定	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	5
7 串間市	国指定・選定	0	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	6
	県指定	0	10	0	0	0	0	8	0	0	10	0	23
	市町村指定	4	10	0	0	0	0	8	0	0	10	0	32
8 西都市	国指定・選定	0	1	0	0	0	1	1	8	0	2	0	13
	県指定	0	6	0	0	0	0	2	12	0	2	0	22
	市町村指定	4	14	0	0	0	0	7	1	0	4	0	30
9 えびの市	国指定・選定	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
	県指定	1	0	0	0	0	0	2	4	0	1	0	8
	市町村指定	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	25
10 三股町	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	県指定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村指定	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5
11 高岡町	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	3
	県指定	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	市町村指定	0	2	0	0	0	1	1	2	0	0	0	6
12 国富町	国指定・選定	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3
	県指定	0	5	0	0	0	0	1	4	0	1	0	11
	市町村指定	2	7	0	0	0	0	6	1	0	1	0	17
13 綾町	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	県指定	0	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	4
	市町村指定	4	7	0	1	0	0	0	8	0	3	0	23
14 高鍋町	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3
	県指定	0	1	0	0	0	0	1	2	0	1	0	5
	市町村指定	1	51	0	0	0	0	0	1	0	2	0	56
15 新富町	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3
	県指定	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	4
	市町村指定	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	0	4
16 西米良村	国指定・選定	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	県指定	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	4
	市町村指定	2	3	0	0	0	0	0	2	0	4	0	11
17 木城町	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	県指定	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3
	市町村指定	0	2	0	0	0	0	1	2	0	2	0	7
18 川南町	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	3
	県指定	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3
	市町村指定	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5
19 都農町	国指定・選定	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	県指定	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3
	市町村指定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 門川町	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	県指定	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	4
	市町村指定	0	3	0	0	0	0	4	3	0	1	0	11
21 諸塚村	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	県指定	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	4
	市町村指定	0	9	0	0	0	0	9	0	0	3	0	22
22 椎葉村	国指定・選定	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3
	県指定	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3
	市町村指定	0	4	0	0	0	0	7	0	0	0	0	11
23 美郷町	国指定・選定	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	県指定	0	3	0	0	0	0	3	2	1	1	0	10
	市町村指定	3	52	0	0	0	0	4	2	1	16	0	78
24 高千穂町	国指定・選定	1	2	0	0	0	0	1	0	1	5	0	10
	県指定	0	4	0	0	0	0	1	6	0	3	0	14
	市町村指定	6	29	0	0	0	0	4	1	0	4	0	46
25 日之影町	国指定・選定	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3
	県指定	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	4
	市町村指定	10	4	0	0	0	0	0	1	0	2	0	17
26 五ヶ瀬町	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	県指定	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	5
	市町村指定	14	4	0	0	0	1	3	0	0	6	0	28
加城嶺し	国指定・選定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	県指定	10	13	0	0	0	3	8	23	4	51	1	114
	市町村指定	18	44	0	0	0	0	29	105	7	22	0	225
合計		135	385	2	1	1	15	110	109	4	92	0	854

【R4(2022)・3現在】

※1つの文化財が複数の市町村にまたがる場合は市町村別に計上している。

「宮崎県文化財に関する指定・認定及び選定基準」

(昭和55年5月)

改正

(平成7年8月)

(平成8年9月)

(平成9年3月)

(平成30年4月)

(令和2年2月)

月)

第Ⅰ 文化財指定の共通基準

県文化財に関する指定・認定及び選定の対象は次のとおりとする。

1. 市町村指定文化財に指定されているもの
2. 県指定文化財候補目録に掲載されているもの
3. 保護のため緊急に指定を必要とするもの

第Ⅱ 個別基準

1 県指定有形文化財の指定基準

(1) 絵画・彫刻の部

- ア 各時代の遺品のうち製作優秀で文化史上貴重なもの
- イ 本県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- エ 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- オ 渡来品で本県の文化にとって特に意義のあるもの
- カ 県の歴史上重要な人物又は本県出身者の手になるもの

(2) 工芸品の部

- ア 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- イ 本県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- ウ 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- エ 渡来品で本県の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの
- オ 本県に在住した作家又は本県出身者の手になるものですぐれたもの

(3) 書跡・典籍の部

- ア 書跡類は、しんかん、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、本県の書道史上又は、文化史上貴重なもの
- イ 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で本県の文化史上貴重なもの
- ウ 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で本県の文化史上貴重なもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- オ 渡来品で本県の文化にとって特に意義のあるもの
- カ 本県の歴史に重要な関係をもつ人、県に在住した歴史上著名な人又は本県出身者の手になるものですぐれたもの
- キ アからカまでに掲げるもののうち、明治以降のものについては県の歴史上重要なもので、比較的まとまっているが散逸のおそれのあるもの

(4) 古文書の部

- ア 古文書類は、本県の歴史上重要と認められるもの

- イ 日記、記録類（絵画、系図類を含む。）は、その原文又はこれに準ずる写本で本県の文化史上貴重なもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- エ 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- オ 渡来品で本県の歴史上特に意義のあるもの

(5) 考古資料の部

- ア 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- イ 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- ウ 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- エ 官衙、寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの

(6) 歴史資料の部

- ア 政治、経済、社会、文化等本県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- イ 本県の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- ウ 本県の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- エ 渡来品で本県の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

(7) 建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等）の各時代建築的遺構及びその部分並びに建造物の模写、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の（ア）から（オ）までの一に該当するもの。ただし江戸時代以降のものについては特に代表的又は特異的なもの

- （ア） 意匠的に優秀なもの
- （イ） 技術的に優秀なもの
- （ウ） 歴史的価値の高いもの
- （エ） 学術的価値の高いもの
- （オ） 流派的又は地方的特色において顕著なもの

2 県指定無形文化財の指定基準

(1) 芸能関係

- ア 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の（ア）（イ）（ウ）の一に該当するもの
 - （ア） 芸能上特に価値の高いもの
 - （イ） 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
 - （ウ） 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特質が顕著なもの
- イ ア項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

(2) 工芸技術関係

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち（ア）（イ）（ウ）の一に該当するもの
 - （ア） 芸術上特に価値の高いもの
 - （イ） 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
 - （ウ） 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

3 県指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

(1) 芸能関係

- ア 保持者
 - （ア） 県指定無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法（以下単に「芸能又は技法」という。）を高度に体現できる者
 - （イ） 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
 - （ウ） 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
- イ 保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

4 県指定有形民俗文化財の指定基準

ア 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形態、製作、技法、用法等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの

- (ア) 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (イ) 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁具、工芸用具、紡織用具、作業場等
- (ウ) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
- (エ) 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (オ) 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (カ) 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (キ) 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、卜占用具、医療具、教育施設等
- (ク) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (ケ) 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (コ) 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

イ アの(ア)から(コ)までに掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が(ア)から(オ)までの一に該当し、特に重要なもの

- (ア) 歴史の変遷を示すもの
- (イ) 時代的特色を示すもの
- (ウ) 地域的特色を示すもの
- (エ) 生活階層の特色を示すもの
- (オ) 職能の様相を示すもの

ウ 他民族に係る(ア)又は(イ)に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、県民の生活文化との関連上特に重要なもの

5 県指定無形民俗文化財の指定基準

ア 風俗慣習のうち(ア)又は(イ)の一に該当し、特に重要なもの

- (ア) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもの
- (イ) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

イ 民俗芸能のうちの(ア)(イ)(ウ)の一に該当し、特に重要なもの

- (ア) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (イ) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (ウ) 地域的特色を示すもの

ウ 民俗技術のうちの(ア)(イ)(ウ)の一に該当し、特に重要なもの

- (ア) 技術の発生又は成立を示すもの
- (イ) 技術の変遷の過程を示すもの
- (ウ) 地域的特色を示すもの

6 県指定史跡名勝天然記念物の指定基準

(1) 史跡

次に掲げるもののうち本県の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺情、出土遺物等において、学術上価値あるもの。

- (ア) 貝塚、遺物包含地、住居跡(竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等)、古墳、その他この類の遺跡
- (イ) 都城跡、国郡庁跡、城跡、防塁、古戦場その他政治に関する遺跡
- (ウ) 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- (エ) 聖廟、藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- (オ) 栗園跡、慈善施設、その他社会事業に関する遺跡
- (カ) 開跡、一里塚、旧街道、条里制跡、堤防、井堰、窯跡、市場跡、その他産業交通土木に関する遺跡
- (キ) 墳墓並びに碑
- (ク) 旧宅、園地、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類
- (ケ) 外国及び外国人に関する遺跡

(2) 名勝

次に掲げるもののうち、本県のすぐれた郷土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいて、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- (ア) 公園、庭園
- (イ) 橋梁、築堤
- (ウ) 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- (エ) 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- (オ) 岩石、洞穴
- (カ) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (キ) 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- (ク) 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- (ケ) 火山、温泉
- (コ) 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- (サ) 展望地点

(3) 天然記念物

次に掲げる動物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、本県の自然を記念するもの

ア 動物

- (ア) 本県著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (イ) 自然環境における特有の動物群聚
- (ウ) 本県に特有な畜養動物
- (エ) 家畜以外の動物で海外より本県に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (オ) 特に貴重な動物の標本

イ 植物

- (ア) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (イ) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (ウ) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (エ) 代表的な原野植物群落
- (オ) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- (カ) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (キ) 洞穴に自生する植物群落
- (ク) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘇苔類微生物等の生ずる地域
- (ケ) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (コ) 著しい植物分布の限界地
- (サ) 著しい栽培植物の自生地
- (シ) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

ウ 地質鉱物

- (ア) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (イ) 地質の整合及び不整合
- (ウ) 地層の褶曲及び断層
- (エ) 生物の働きによる地質現象
- (オ) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (カ) 洞穴
- (キ) 岩石の組織
- (ク) 温泉並びにその沈着物
- (ケ) 風化及び侵蝕に関する現象
- (コ) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (サ) 氷雪霜の営力による現象
- (シ) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

エ 保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の区域（天然保護区域）

7 県選定保存技術の選定基準

(1) 有形文化財等関係

ア 県指定の有形文化財、有形民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの(次項において「有形文化財等の修理等の技術等」という。)で保存の措置を講ずる必要があるもの

イ 県指定の有形文化財等の修理等の技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの

(2) 無形文化財等関係

県指定の無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法若しくは工芸技術又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの

8 県選定保存技術の保持者又は保持団体の認定基準

(1) 保持者

選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

(2) 保存団体

選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で当該技術又は技術の保存上適当と認められる事業を行うもの

「宮崎県文化財保護条例」

昭和31年3月30日条例第15号
(最終改正) 平成17年3月29日条例第33号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県の区域内に存するもののうち県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で文化財とは、法第2条第1項第1号に掲げる有形文化財、同項第2号に掲げる無形文化財、同項第3号に掲げる民俗文化財及び同項第4号に掲げる記念物をいう。

(財産権等の尊重及びその他の公益との調整)

第3条 教育委員会は、この条例の執行に当っては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護とその他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 県指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、県にとって重要なものを宮崎県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定をしようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、宮崎県文化財保護審議会(以下「県文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知する。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 県指定有形文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 県指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 県指定有形文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もつぱら自己に代り当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

- 第7条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

- 第8条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

- 第9条 県指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合においては、この限りでない。

(管理又は修理の補助)

- 第10条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。
- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

- 第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至ったときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- (1) 管理又は修理に関し、この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する報告)

- 第12条 県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。
- 2 県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

- 第13条 県が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項の規定により補助金を交付した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（以下この条において「所有者等」という。）は、補助に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。
- 2 前項に規定する補助金の額とは、補助金の額を補助に係る修理等を実施した県指定有形文化財又はその部分につき教育委員会が個別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残数の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する額とする。
- 3 補助に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により若しくはその価値を減じた場合又は当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

- 第14条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関

し必要な指示をすることができる。

- 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第15条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 教育委員会は、県指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該県指定有形文化財の公開を勧告することができる。

第1項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。

- 教育委員会は、第1項の規定により県指定有形文化財が出品されたときは、職員のうちから当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る県指定有形文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指導監督することができる。

- 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したこと起因して当該県指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、県指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第9条の規定による届出があった場合には、前条第5項の規定を準用する。

(調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関し、この条例に基いて教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 県指定無形文化財

(指定)

第20条 教育委員会は、県の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを宮崎県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、あらかじめ、県文化財保護審議会に諮問しなければならない。

- 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知してする。

教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあるときは、そのものを保持者として追加認定することができる。

- 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第21条 県指定無形文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除について準用する。

4 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

5 県指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があったときは、当該県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

(保存)

第23条 教育委員会は、県指定無形文化財保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(公開)

第24条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による県指定無形文化財の公開には、第16条第3項及び第5項の規定を、前項の規定により県指定無形文化財の記録を公開したこと起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又はき損した場合には、同条第6項の規定を準用する。

3 県は、第1項の規定による県指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 県指定有形民俗文化財・県指定無形民俗文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを宮崎県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを宮崎県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

3 第20条第3項の規定は、第1項の規定による県指定無形民俗文化財の指定について準用する。

4 第1項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(解除)

第27条 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 第5条第2項及び第5項の規定は、前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。
- 3 第21条第3項の規定は、第1項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。
- 4 第1項の規定による県指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。
- 5 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 第5条第4項及び第5項の規定は、前項の場合の県指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。
- 7 教育委員会は、第5項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、その旨を告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の保護)

第28条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第29条 第6条から第13条まで及び第16条から第19条までの規定は、県指定有形民俗文化財について準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存)

第30条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県はその保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第30条の2 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 第24条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による公開について準用する。

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第30条の3 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第30条の4 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第30条第3項の規定は、前項の規定による選択について準用する。

3 第10条第2項及び第11条の規定は、第1項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

第5章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第31条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを宮崎県指定史跡、宮崎県指定名勝又は宮崎県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第32条 県指定史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には、第5条第2項の規定を、前項の場合には、第5条第4項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地についてその土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第36条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第35条 県指定史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は前項で準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第36条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第15条、第18条及び第19条第1項の規定は、県史跡名勝天然記念物について準用する。

第5章の2 県選定保存技術

(選定等)

第36条の2 教育委員会は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを宮崎県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の県選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第20条第3項から第6項までの規定は、第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定について準用する。

(解除)

第36条の3 教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第21条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除について準用する。

4 県選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定があったときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 第21条第6項の規定は、前項の場合について準用する。

6 保持者が死亡したとき、又は保存団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、当該保持者又は保存団体の認定は解除されたものとし、前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合は、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第36条の4 第22条の規定は、保持者及び保存団体について準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(保存)

第36条の5 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保存団体その他その保存に当たすることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第36条の6 教育委員会は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第6章 補則

(施行規則)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第38条 県指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第39条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は喪失するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第40条 第14条又は第35条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に關して前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この条例は、昭和31年6月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に宮崎県史跡名勝天然記念物保存顕彰規程(昭和8年宮崎県告示第39号)により指定されている県指定史跡名勝天然記念物は、この条例による県指定史跡名勝天然記念物とみなす。

附則(昭和50年12月26日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2箇月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の文化財保護条例(以下「旧条例」という。)第20条第1項の規定により指定されている県指定無形文化財のうち、旧条例第20条第2項の規定による保持者の認定に代えてこの条例による改正後の宮崎県文化財保護条例(以下「新条例」という。)第20条第2項の保持団体の認定を必要があると認められるものについては、この条例の施行後1年以内に、旧条例第20条第2項の規定によつてしたすべての保持者の認定を解除するとともに、新条例第20条第2項の規定により保持団体の認定をしなければならない。この場合においては、新条例第20条第4項及び第21条第4項の規定を準用する。

3 この条例の施行の際現に旧条例第26条第1項の規定により指定されている県指定民俗資料は、新条例の規定の適用については、新条例第26条第1項の規定により指定された県指定有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例第26条第2項において準用する旧条例第4条第5項の規定により交付された県指定民俗資料の指定書は、新条例第26条第2項において準用する新条例第4条第6項の規定により交付された県指定有形民俗文化財の指定書とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

6 宮崎県屋外広告条例(昭和49年宮崎県条例第23号)の一部を次のように改める。

(次のよう略)

附則(平成17年3月29日条例第33号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

「宮崎県文化財保護条例施行規則」

昭和31年6月15日教育委員会規則第2号
(最終改正) 平成17年3月24日教育委員会規則第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 県指定有形文化財

(指定書)

第2条 条例第4条第5項に規定する指定書（以下「指定書」という。）の様式は別記第1号様式のとおりとす。

(指定書の再交付申請)

第3条 指定書を亡失し、又はき損したときは、指定書再交付申請書（別記第2号様式）に事実を証するに足る文書又はき損した指定書を添えてすみやかに指定書の再交付を申請するものとする。

(管理責任者選任等の届出)

第4条 条例第6条第3項の規定による管理責任者を選任したときは、管理責任者選任届（別記第3号様式）により届け出るものとする。

2 前項の規定は、管理責任者を解任したときの届出のときに準用する。この場合において別記第3号様式中「選任」とあるのは「解任」と「その他参考となるべき事項」とあるのは「新管理責任者の選任に関する見込」と読み替えるものとする。

(所有者変更等の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定により、県指定有形文化財の所有者を変更したときは、県指定有形文化財所有者変更届（別記第4号様式）により届け出るものとする。

2 条例第7条第2項の規定により、県指定有形文化財の所有者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、県指定有形文化財所有者氏名等変更届（別記第5号様式）により届け出るものとする。

(滅失、き損等の届出)

第6条 条例第8条の規定により県指定有形文化財の全部又は一部の滅失若しくはき損又は亡失若しくは盗難（以下「滅失、き損等」という。）にあったときは、県指定有形文化財滅失き損等届（別記第6号様式）により届け出るものとする。

(所在の場所の変更届)

第7条 条例第9条の規定により、県指定有形文化財の所在の場所を変更するときは、県指定有形文化財所在場所変更届（別記第7号様式）により変更しようとする日前10日までに届け出るものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合においてはこの限りでない。

- (1) 条例第10条第1項の規定による補助金の交付を受けて管理又は修理のために所在の場所を変更するとき。
- (2) 条例第12条第1項の規定による勧告を受けて行う措置のために所在の場所を変更するとき。
- (3) 条例第12条第2項の規定による勧告を受けて行う修理のために所在の場所を変更するとき。
- (4) 条例第14条第1項の規定による許可を受けて行う現在の状態の変更のために所在の場所を変更するとき。
- (5) 条例第15条第1項の規定による届出をして行う修理のために所在の場所を変更するとき。
- (6) 条例第16条第1項又は第2項の規定による勧告を受けて出品し又は公開するために所在の場所を変更するとき。
- (7) 条例第9条の規定による届出を行って所在の場所を変更したのち県指定有形文化財所在場所変更届第9号に記載した時期において復することを明らかにした場所に復するために所在の場所を変更するとき及び前各号に掲げる所在の場所の変更を行ったのち、変更前の所在の場所又は指定書に記載する所在の場所に復するために所在の場所を変更するとき。

(現状変更の許可申請)

第8条 条例第14条第1項の規定により県指定有形文化財の現状を変更することに關し許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、県指定有形文化財許可申請書（別記第8号様式）を変更しようとする日前20日までに教育委員会に提出するものとする。

2 前項の規定による許可を受けた者が、当該許可に係る現状の変更に着手し、及びこれを終了したときはすみやかにその旨を教育委員会に報告するものとする。この場合において終了の報告をするときは、その結果を示す写真（キヤノン版とする。以下同じ。）又は見取図を添えるものとする。

3 条例第14条第1項ただし書の規定により次の各号の一に該当する場合においてはその現状変更について許可を受けることを要しない。

(1) 県指定有形文化財が損壊している場合において、その価値に影響を及ぼさず当該指定有形文化財をその指定当時の原状（指定有形文化財の現状変更の許可を受けた場合においては当然許可を受けたときの原状）に復するとき。

(2) 県指定有形文化財が損壊している場合において、当該損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

(修理の届出等)

第9条 条例第15条第1項の規定により県指定有形文化財の修理をしようとするときは、県指定有形文化財修理届（別記第9号様式）に仕様及び修理をしようとする箇所の写真又は見取図を添えて修理しようとする日前10日までに届け出るものとする。

第3章 県指定無形文化財

(認定書の交付等)

第10条 教育委員会は条例第20条第2項の規定により無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、無形文化財保持者・保持団体認定書（別記第10号様式以下「認定書」という。）を交付する。この場合において、2人以上の保持者又は保持団体を一括して保持者又は保持団体として認定する場合にあっては、当該認定書を保管すべき者又は場所その他保管に関し必要な事項を指定し、当該2人以上の保持者又は保持団体に對して1通を交付するものとする。

2 前項の認定書を亡失し又は損したときは、認定書再交付申請書（別記第11号様式）に事実を証するに足る文書又は損した認定書を添えて速やかに認定書の再交付を申請しなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第11条 条例第22条の規定により県指定無形文化財の保持者が次の各号の一に該当するときは、速やかに届け出るものとする。

(1) 保持者が氏名、芸名、雅号等を変更したとき。

(2) 保持者が住所を変更したとき。

(3) 保持者について、その保持する指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障の生じたとき。

(4) 保持者が死亡したとき。

2 条例第22条の規定により県指定無形文化財の保持団体が次の各号の一に該当するときは、速やかに届け出るものとする。

(1) 保持団体が名称を変更したとき。

(2) 保持団体が住所を変更したとき。

(3) 保持団体について、その保持する指定無形文化財の保存に影響を及ぼす故障の生じたとき。

(4) 保持団体が解散したとき。

3 前2項第1号及び第2号の場合は無形文化財保持者氏名変更届（別記第12号様式）により、第3号の場合は無形文化財保持者故障届（別記第13号様式）により、第4号の場合は無形文化財保持者死亡届（別記第14号様式）により届け出るものとする。

4 第1項第1号及び第2号により届出があった場合においては、従前の認定書に換えて新たに認定書を交付するものとする。

第4章 県指定有形民俗文化財・県指定無形民俗文化財

(準用規定等)

第12条 県指定有形民俗文化財に関する規定は、第2章県指定有形文化財に関する規定を準用する。

2 県指定無形民俗文化財に関する規定は、第3章県指定無形文化財に関する規定を準用する。

3 前項の規定による無形民俗文化財保存団体に對して指定書（別記第15号様式）を交付するものとする。

第5章 県指定史跡名勝天然記念物

(標識等の設置基準)

第13条 条例第33条の規定による標識は、石造（特別の事情がある場合は金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。）とし、次に掲げる事項を記入するものとする。

(1) 史跡、名勝、天然記念物の別及び名称

(2) 宮崎県教育委員会の文字（所有者又は管理責任者の氏名を併せて表示することを妨げない。）

(3) 指定の年月日

- (4) 建設年月日
- 2 条例第33条の規定による説明板には、指定に係る地域を示す図面（地域の定めがない場合その他特に地域を示す必要がない場合を除く。）及び次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。
- (1) 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - (2) 指定の年月日
 - (3) 指定の事由
 - (4) 説明事項
 - (5) 保存上注意すべき事項
 - (6) その他参考となるべき事項
- 3 条例第33条の規定による境界標は、石造又はコンクリート造（13センチメートル角の4角柱を用い、地表からの高さは30センチメートル以上とする。）とし、次に掲げる事項を記入するものとする。
- (1) 上面指定に係る地域の境界を示す方向指示線
 - (2) 側面史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字及び宮崎県教育委員会の文字
- 4 前3項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標の形状、員数、設置場所、その他これらの設置に関し必要な事項は、設置者が当該史跡名勝又は天然記念物の管理のために必要な程度において環境に調和するよう定めるものとする。
- 5 囲さくその他の施設については前項の規定を準用する。
- 6 前各項に定める基準により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、仕様書、設計図（説明板の設置に係る場合は、記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて当該工事の着手及び終了の予定期日をあらかじめ教育委員会に届け出るものとする。

（土地所在等の異動の届出）

- 第14条 条例第34条の規定による土地の所在等の異動は指定史跡名勝、天然記念物所在地異動届（別記第16号様式）により届け出るものとする。

（現状変更等の許可申請）

- 第15条 条例第35条の規定により県指定史跡名勝、天然記念物の現状変更等について許可を受けようとする場合においては、第8条の規定を準用する。この場合において別記第8号様式中第12号は次のように読み替えるものとする。
- 12 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 13 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 14 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくは損又は景観の変化その他現状変更等により及ぼさるべき史跡、名勝又は天然記念物への影響に関する事項
 - 15 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 16 現状変更等に係る地域の地番
 - 17 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 18 その他参考となるべき事項
- 2 前項の規定により許可を受けた者については第8条の規定を準用する。
- 3 条例第35条第1項ただし書の規定により、次の各号の一に該当する場合においては教育委員会の許可を要しない。
- (1) 史跡名勝又は天然記念物が損し、又は喪失している場合において、当該損又は喪失の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - (2) 史跡、名勝又は天然記念物の一部が損し、又は喪失し、かつ当該部分の復旧が明らかなに不可能である場合において当該部分を除去するとき。

第5章の2 県選定保存技術

（認定書の交付等）

- 第15条の2 条例第36条の2第2項の規定により県選定保存技術の保持者又は保存団体として認定したときは、認定書（別記第17号様式）を交付する。
- 2 前項の規定による交付手続、又は保持者若しくは保存団体の変更届出は、第3章県指定無形文化財に関する規定を準用する。

第6章 雑則

(台帳)

第16条 教育委員会は各種別ごとに必要事項を記載した指定、認定又は選択の台帳を備付け、写真、実測図等を添付しておくものとする。

(国の規定の準用)

第17条 条例及びこの規則に定めるもののほか文化財保護に関し又は選択の基準については、国の文化財保護の例によるものとする。

第18条 条例及びこの規則の規定に基づき、教育委員会に提出する書類については、そのものの所在地を管轄する市町村の教育委員会を経由しなければならない。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和31年6月1日から適用する。

2 古墳古物等保存規則（昭和22年県令第96号）及び宮崎県史跡名勝天然記念物保存顕彰規程（昭和8年告示第39号）は廃止する。

附則（昭和36年4月1日教育委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和51年3月26日教育委員会規則第4号）

この規則は、昭和51年3月26日から施行する。

附則（平成6年3月25日教育委員会規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附則（平成17年3月24日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

昭和56年10月6日

宮崎県教育委員会
委員長 外山 三郎 殿

宮崎県文化財保護審議会
会長 野口 逸三郎

本県の文化財保護行政の在り方について(答申)

本審議会は、昭和55年8月28日、県教育委員会から諮問された本県の文化財保護行政の在り方について、慎重に審議してまいりましたが、このたび、別紙の通りの結論を得ましたのでここに答申します。

記

宮崎県は、神話と伝説に彩られ、緑と太陽に恵まれた古代と現代の共存する郷土である。

数多くの史跡、天然記念物、民俗芸能などの文化遺産が県内各地に保存あるいは伝承されていることは、郷土の誇りである。

しかるに、今日の開発の波は、本県においても生活の近代化、急速な交通革命、農山漁村の過疎化現象と相俟って、文化財を支える基盤を揺るがしつつあり、このことによって、かけがえのない古代遺跡が破壊され、年中行事、祭礼、民俗芸能等の滅失をもたらしつつあることは遺憾に堪えない。

この認識にたつて、滅失減少に歯止めをかけ、文化財全般の保護の徹底を図り、後世への継承にたゆまざる努力を続けることは、文化財保護に携わるものに課せられた重大な責務と痛感するものである。

以上の背景と基本的姿勢の見地から、本県の直面する文化財の現状を正視し、文化財の保護と活用を促進を目指すことを期する。

1 有形文化財の保護と活用

文化財は歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない貴重な民族の遺産である。

県内の神社・寺院等にはすぐれた絵画・彫刻・鏡鑑等が伝承するが、盗難や火災から守るための保存収蔵庫の建設及び複製の制作を行い、その保護と活用を図る必要がある。

2 民俗文化財の保護と活用

生活の近代化に伴い、古くから伝えられた歴史・民俗資料は急速に失われつつある。

地域で発掘・伝承された資料はその地で保存活用がなされるよう地方歴史民俗資料館等の設置を年次的に図ることが望ましい。

3 史跡の整備充実と活用

本県には南九州独特の墓制といわれる地下式横穴をはじめ古墳や横穴が数多く所在する。

これら古墳の公有化を今後促進し、さらに群をなして所在する古墳については可能な限り史跡公園として整備するなど、積極的活用を図るべきである。

4 埋蔵文化財保護対策の推進

近年、は場整備、用地造成等の大型開発が進み、それらに対応する遺跡の保護調査体制の確立が必要となっている。

関係部局との密接な連携及び市町村において自主的に遺跡の調査あるいは、保存措置が行えるような体制確立が望まれる。

以上、文化財保護と活用の基本指針を文化財保護行政に反映させるため県においては、所要の行政上の措置を講じ、積極的にこの答申の主旨の実現に努めるとともに、市町村においても地域の特性を考慮し、この答申の趣旨を生かした行政をすすめるよう要望するものである。

【別紙】

はじめに

1 文化財の定義

文化財は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により次のように定義づけられている。

（1）有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

（2）無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。

（3）民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの。

（4）記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの。

（5）伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの。

（6）埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財のことをいい、文化財の種類ではなく、文化財の存在する状態を意味する。

2 文化財の国指定

国が行う文化財の指定は、その種類に応じて次の4種類がある。

- （1）有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し、さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から価値が高く、たくい
ない国民の宝であるものを「国宝」に指定する。
- （2）有形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要有形民俗文化財」に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要無
形民俗文化財」に指定する。
- （3）記念物のうち重要なものを「史跡」「名勝」「天然記念物」に指定し、さらに、指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要な
ものを「特別史跡」「特別名勝」「特別天然記念物」に指定する。
- （4）無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定する。

3 文化財の保存技術の選定

有形文化財等の保存のため欠くことのできない伝統的な技術、又は技能のうち、修理・復旧・復元等の技術又は技能を選定する。

4 重要伝統的建造物群保存地区の選定

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群のうち我が国にとって価値が特に高いものを、市町村の申
出に基づき文部大臣が選定する。

5 文化財の県指定

国指定以外の文化財で県の区域内に存するもののうち県にとって重要なものについては、県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例
第15号）に基づき県指定する。種別等は次の4つとする。

- （1）有形文化財 （2）無形文化財 （3）有形民俗文化財 無形民俗文化財 （4）史跡 名勝 天然記念物

6 文化財の市町村指定

市町村にあって、市町村が制定した文化財保護条例に基づいて指定を行っているが、種別等は県指定に準じている。

第1表 国・県指定文化財件数（昭56.9.1現在）

1 重要文化財(国) 有形文化財(県)

区 分	建造物	絵 画	彫 刻	工芸品	書 跡	考古資料	計
国指定	4	—	4	—	1	1	10
県指定	8	1	9	9	—	2	29

2 無形文化財 指定なし

3 民俗文化財

重要有形民俗文化財(国指定) 1

重要無形民俗文化財(国指定) 2

無形民俗文化財(県指定) 11

4 記念物

区 分	史 跡	名 勝	天然記念物	計
国指定	16	4	39	59
県指定	95	6	15	116

(1) 史跡

種類 指定	貝塚	遺 物 包含地	住居跡	古 墳	城 跡	国郡 庁跡	館 跡	古戦場
国	—	—	—	12	—	—	—	—
県	—	3	1	68	—	—	1	—

種類 指定	社寺跡	経 塚	磨崖仏	藩邸学	閑 跡	一里塚	窯 跡	墳 墓
国	—	—	—	—	—	1	—	—
県	1	—	2	—	2	2	—	7

種類 指定	碑	旧 宅	その他	計
国	2	1	—	16
県	1	5	2	95

※「その他」は、旧藩都農牧駒込込場(産業) 有栖川征討総督宮殿下御本営遺跡(政治)

(2) 名勝

種類 指定	自 然 名 勝						庭 園	計
	橋 梁	峽 谷	海 浜	山 岳	瀑 布			
国	—	2	—	—	1	—	1	4
県	—	—	—	1	2	1	2	6

(3) 天然記念物

種類 指定	動 物	植 物	地 質 鉱 物	計
国	4	31	4	39
県	1	12	2	15

I 有形文化財の保護について

1 現状

(1) 指定

ア 昭和31年、椎葉村所在の那須家住宅が国指定され、ついで県教委が実施した県文化財総合調査や、民家緊急調査により、高原町の黒木家住宅、五ヶ瀬町の藤田家住宅、佐土原町所在の巨田神社本殿がそれぞれ見出され重要文化財に指定された。現在本建造物の指定は、国指定4件、県指定3件である。

イ 県内には、五輪塔、板碑、六地藏像等石造建造物の類が数多く遺存し、その代表的なもの5件を県指定している。

ウ 美術工芸部門は、旧法による指定3件を新法による重要文化財に指定替えし、更に法施行後の調査により書跡等3件を国指定した。県指定については県文化財保護条例施行により美術工芸品等有形文化財の指定制度を設けて以来21件を指定している。

(2) 管理

ア 有形文化財のうち社寺所有が7割弱を占めているが、管理は所有者が行うことをたてまえとしており、管理指導は市町村教委を通じて行っている。

イ 有形文化財の管理は、防火を第一とし、その他き損、盗難等の防止に留意するよう指導している。このため、収蔵庫等保存施設の設置を行っている。(重要文化財収蔵庫2棟、県指定有形文化財収蔵庫2棟同保存施設1棟)

第2表 国・県指定有形文化財所有者別件数(昭56.9.1現在)

種類 指定	国	公共	神社	寺院	法人	個人	その他	計
建造物	—	5	2	—	—	1	4	12
美術工芸品	—	1	14	9	—	—	3	27

2 問題点

(1) 指定

ア 現在建造物特に民家をはじめとし、絵画、彫刻、工芸品、古文書など、未指定物件の中にも保存価値のあるものがかなり見られる。

イ 現在のところ、建造物以外の国・県指定文化財は、寺社所有のものが主で、個人所有のものは所有者の変動が考えられることや、指定に対する同意がとりにくいことの原因により、指定が留保されている。

(2) 管理

ア 埴輪、古銭、馬具など古墳及び地下式横穴墓出土の考古資料の優品が、かなり県外に流出している。

イ 博物館の民家類は、茅葺屋根であるために耐用年数が短く、かつ、可燃性である。従って防火及び耐火管理に苦慮している。

ウ 神社には、神面、神像等の文化財が所在するが、神社と神官の居宅が離れている場合もあり、管理が十分とはいえない。

3 保護の基本的な方向

(1) 指定

ア 指定候補物件目録の中から、保存上緊急性のあるものを順次調査して指定の価値判断を行い、かつ指定をすすめる必要がある。

イ 個人所有の文化財についても、指定を必要とするものは、所有者の理解と協力を得て指定を進める必要がある。

(2) 管理

ア 建造物は腐食が進行しやすいので、防災体制、管理体制の整備を急ぎ、茅葺根など保存方法の開発及び屋根葺き技術の確保に努める必要がある。

イ 修復を必要とする建造物及び美術工芸品は早い機会に修復することが望ましい。又、無人の神社、寺院に保管されている文化財については、公共施設への移管、収蔵庫設置等が望まれる。

ウ 御神体であるため公開を控えているような文化財については、複製品を作るなどの措置を講ずる。

エ 将来、個人所有の文化財を指定するに当たっては、管理の万全を期するため、公共施設等の管理委託を働きかける。

II 無形文化財の保護について

1 現状

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的遺産は、本県の文化史的立場から見て伝播及び伝承性に乏しく従って国指定・県指

定共に無形文化財の対象とするものが見られない。

2 問題点

県内に伝統工芸的な陶芸、漆芸、金工は小規模ながらも行われており、人形、手漉和紙などの制作も行われているが、文化財の基準に照らして該当するか否かの問題があり、積極的な保存策はとられていない。

3 保護の基本的な方向

県内の伝統工芸は、後継者が少なく衰亡の恐れもあるので、これら伝統の価値を認識し、県民の理解と協力を得られるための措置を講ずる。なお必要があるものについては、資料の収集、製作過程の記録保存を行う。

又、竹工については、過去の製作品や技術保存者の発見に努め、伝統工芸の再興を図る必要がある。

Ⅲ 民俗文化財の保護について

1 現状

(1) 指定

ア 重要有形民俗文化財として、東米良の狩猟用具 1 式 29 点が、重要無形文化財については、高千穂の夜神楽と米良神楽が指定されている。

イ 県指定無形民俗文化財は、神楽 2 件、太鼓踊など 6 件、人形浄瑠璃 2 件の計 10 件である。

(2) 管理

ア 東米良の狩猟用具は現在西都原資料館に保管・展示している。又、無形の民俗文化財については、それぞれ保存団体をつくって後継者の養成につとめるよう市町村を通じて指導している。

イ 国・県の助成を受け、西都市と椎葉村が歴史民俗資料館を設置している。

2 問題点

(1) 指定

ア 若者宿、仲間倉など社会生活にかかわる共同施設等にも遺存する物件が見られるが、この分野の指定がない。

イ 郷土芸能については、現在県指定が 10 件あるが、他に約 160 団体を数える伝承が見られる。これらの中に、指定に値する芸能が皆無とはいえない。

(2) 管理

ア 民俗文化財のうち民具は全市町村に分布し、一般的、日常的なものであり、昭和 35 年頃からの生活様式の急変に伴って廃棄、散逸の事例が各地に見られる。

イ 市町村に歴史民俗資料館の設置促進について推奨しているが、文化庁補助事業で設置したものは 1 市 1 村にすぎない。

ウ 民謡の記録保存については、昭和 54 年度から 2 か年事業で実施済み、方言についても昭和 56 年度から調査に入っているが、過去に行われたこの種の調査は、報告書の作成にとどまり、その後の積極的な活用が不足している。

3 保護の基本的な方向

(1) 指定

ア 県総合博物館が所有している民俗資料のうち系統的にまとまっているものは指定を急ぐ必要がある。

イ 社会生活にかかわる遺存物件は、指定を急ぎ保存を行うべきである。又、郷土芸能についても指定に値するものは指定を行う。

(2) 管理

ア 民俗文化財保存の意義を啓蒙し、計画的に歴史民俗資料館等の保存施設の増設を図る必要がある。

イ 過疎が進み、空き教室が生じている学校にあっては、民具等を収集し、保存と活用を図るべきであるが、その際は防災についての配慮が必要である。

ウ 過去に行われた民俗文化財に関する調査結果が十分いかされたとはいえない。今後、録音テープの貸出しなど、一般への活用の措置が望ましい。

Ⅳ 史跡の保護について

1 現状

(1) 指定

- ア 国指定古墳 12 件のうち 9 件が古墳群としての指定であり、本県は全国有数の古墳群保有県となっている。
- イ 県指定古墳 68 件は、ほとんど昭和 8 年から同 17 年にかけて指定したもので、おおむね全市町村に分布しており、基数は約 1200 基である。横穴、地下式横穴、半壊した古墳、古墳跡などを史跡保存顕彰の一環として指定したものもある。

(2) 管理

- ア 説明板、標柱、柵欄など保存施設の設置等は、市町村が主体となって行っているが、国・県指定については、県費補助制度を設けている。
- イ 史跡の公有化をすすめる、国指定古墳 12 件のうち 7 件について、文化庁、県の補助により市町村が土地買上げを行ない、うち西都原及び特田古墳群については県が所有している。なお、公有化がおおむね完了しているのは 7 件中 3 件である。

2 問題点

(1) 指定

- ア 古墳の指定はおおむね完了しているが、国府跡、郡衙跡、社寺跡、城跡等古代から中世に至る遺跡の調査、指定が不十分である。
- イ 3 か年継続事業として、歴史の道調査も完了しているが、指定措置はとっていない。

(2) 管理

- ア 県指定古墳や中世・近世の城跡の半数近くが破壊または滅失していると予想され、今後も開発によりこれらの現象の進行が懸念される。
- イ 史跡の公有化は、公有面積の測定、所有者の同意、事業費の予算化が必要であるが、対象が多いため計画が遅れている。

3 保護の基本的な方向

(1) 指定

- ア 指定に先立ち、国府跡、国分寺跡等をはじめ史跡を明確にするための調査が必要である。
- イ 歴史の道（旧街道）については、所有者が多く指定は困難と思われるが、保存措置は必要である。

(2) 管理

- ア 県指定古墳は破壊又は滅失が進行している。このため早急に確認を行い、破壊または滅失については、その実情を把握し事後の取扱いについて慎重に検討することが必要である。又、史跡総点検事業の結果、未指定古墳が地域によっては見受けられるので、これらの保存の措置も併せて検討する必要がある。
- イ 施設の公有化を引続き進捗させるとともに、公有化後の活用について行政指導を専門的、技術的に行うことが必要である。又、県指定古墳についても公有化をはかることが保存措置として必要である。
- ウ 群をなしている古墳については、史跡の公有化だけでなく、史跡公園として整備するなど、積極的な活用が望まれる。その際、資料館の建設など学習環境づくりの検討も必要である。

V 名勝、天然記念物の保護について

1 現状

(1) 指定

- ア 人工が加わる庭園、橋梁の他、山岳、峡谷、瀑布等自然名勝の指定があるが、これらは国定公園等の指定区域と重複している。
- イ 天然記念物の指定は、植物の指定が多く、中でも巨樹が多い。

(2) 管理

- ア 維持管理を必要とする名勝、天然記念物については、県費の助成を受けて市町村が事業をしているものも多い。
- イ 天然記念物岬馬およびその繁殖地については、岬馬の減少を防止するため、昭和 49 年度から本格的保護措置を講じている。

2 問題点

(1) 指定

- ア 市町村が名勝として指定する地方的景勝地はあまり存在すると思われるが、現在 1 件の指定だけである。
- イ 県指定文化財候補目録には、天然記念物が多数掲載されているが、指定には大々的な調査と所有者の同意を必要とするため指定が遅れている。

(2) 管理

- ア 観光化が進み 名勝・天然記念物の中には 保存への種々の影響が見受けられるものがある。これらを防止するための管理体制は十分とはいえない。
- イ 管理上検討を要する物件として次のものが考えられる。
 - ・五ヶ瀬川峡谷の水質汚濁
 - ・幸島サル生息地におけるサルの野性味の喪失
 - ・岬馬およびその繁殖地における岬馬の野性味の喪失
 - ・狭野神社ブッポウソウ繁殖地におけるブッポウソウの飛来減少
 - ・エヒメアヤメ自生南限地帯における雑草の繁茂
 - ・青島の隆起海岸と奇形波蝕痕における波状岩の持出し

3 保護の基本的な方向

(1) 指定

天然記念物は、指定の対象が多いので片寄りのない指定が望まれる。又、指定価値の失ったものは速やかに解除する。

(2) 管理

名勝・天然記念物は自然の中に息づいているから価値がある。特に動物は人との分離を、又、多年生の小さな植物は雑草の除去を、峡谷、瀑布については水質の保全を心がけた管理を行うべきである。

なお、天然記念物の持出し防止は、保護思想の啓蒙とパトロールの強化が必要である。

VI 埋蔵文化財の保護について

1 現状

埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている状態にある文化財をいう。

本県においては約 1000 か所の埋蔵文化財包蔵地が確認されているが、未確認の埋蔵文化財包蔵地も数多く存在するものと考えられる。

埋蔵文化財包蔵地として周知されている土地が、まず保護の対象になるが、地表下にあつて通常人目に触れ得ない性質上、また周知の不十分さから事前に調査されることなく破壊される例が見られる。

しかし、最近ようやく九州縦貫自動車道遺跡調査、宮崎学園都市遺跡調査の如く、大規模開発機関の文化財保護への理解と協力が得られ、遺跡の破壊は避けられつつある。保護体制の面でも県においては、担当専門職員の増員が図られるなど、次第に充実しつつある。

2 問題点

(1) 関係部局との連携

圏場整備等の大規模な公共事業については、計画策定の段階から協議を行い、文化財保護との調整が必要であるが、開発担当部局との連携が不十分で、開発事業計画について十分把握できるまでには至っていない。

(2) 民間の開発行為への対応

民間における大規模開発については、国土利用計画法による届出により把握することができ、事前に発掘調査を行うなど、遺跡破壊を未然に阻止できるが、小規模開発については計画を察知する機会が得られず、記録保存の措置さえ講ずることなく破壊されてしまう例が見られる。

(3) 重要遺跡の保存

埋蔵文化財包蔵地について、遺跡の性格、規模、価値等不明な点が多く、古墳を除く県指定史跡は 5 件のわずかを数えるのみである。

(4) 調査体制

宅地造成や道路建設など開発の増大に伴い遺跡調査も増大してくるが、県・市町村ともに調査員が不足し、対応に苦慮している状況にある。

(5) 出土品の保存活用

市町村に出土品を保管展示する施設が少なく、主に県総合博物館がそれを行なっている。民間にあつては、私立短大の附属博物館に収蔵・展示されていたが、現在閉館中である。

3 保護の基本的な方向

(1) 開発部局との連携

大規模開発については、埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性が高いので、開発部局に計画策定の段階で事前協議を行うよう要請することが望ましい。そのためには、県段階にあっては農政水産部を始め、開発部局と連携を密にし、保護すべき対象となる物件の実態をお互いに確認して、計画変更、設計変更などの調整を行い、やむを得ない場合は記録保存の措置を講ずる必要がある。市町村段階にあっては、教育委員会と開発部局との緊密な連携をはかり、遺跡の確認及び保護を図るための事前協議が円滑に行われるよう指導する必要がある。

(2) 民間の開発行為への対応

民間の開発行為については、各関係法の規定に基づく届出等の取扱部局の協力を求めて、開発計画を早期に把握し、保護のために必要な場合は、事業者に対して埋蔵文化財包蔵地の取扱について適切な指導を行うとともに、埋蔵文化財包蔵地の周知徹底をはかるよう努める必要がある。

(3) 重要遺跡の保存

過去の発掘資料、文献等により保存すべき価値あるものと考えられる埋蔵文化財包蔵地は、試掘調査など史跡指定のための調査を行い、遺跡の性格、規模等明らかにし、価値に応じた指定を行うことが望ましい。

指定に際しては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、慎重な配慮が望まれる。

(4) 調査体制

調査員は、遺跡の発掘調査に従事して正確に記録をとり、考察を加え、学術研究に資する報告書を作成する義務を負う。昭和55・56年度に県職員の定数増をみたが、市町村にはいっても担当職員の専任化、専門職員の確保が必要である。

(5) 出土品の保存活用

出土品については、できる限り公的機関において公開展示するのが望ましく、国からの譲渡を受け十分な管理活用を図る必要がある。又、長年公開展示の活用を図られていない出土品は、早急に活用の措置を講ずる必要がある。

なお、県総合博物館、市町村歴史民俗資料館にあっては、資料の独占主義を排除し、進んで他館との資料交流を図るべきである。

(6) 埋蔵文化財調査センターの活用

昭和55・56年度に建設される埋蔵文化財調査センターは発掘調査から整理保存活用まで体系づけた業務を行うが、市町村担当職員の研修など積極的に推進し、本県の埋蔵文化財保護行政の中核的役割をこなすものとして有効な利用を図る必要がある。

Ⅶ 文化財指定のあり方について

本県には、国指定文化財が73件、県指定文化財が156件、市町村指定文化財が364件所在する。

(国指定)	重要文化財	10	計 73
	重要有形民俗文化財	1	
	重要無形民俗文化財	2	
	特別史跡	1	
	特別天然記念物	3	
	史跡	15	
	名勝天然記念物	1	
	名勝	3	
	天然記念物	36	
(県指定)	重要伝統的建造物保存地区	1	計 156
	有形文化財	29	
	史跡	95	
	名勝	6	
	天然記念物	15	
	無形民俗文化財	11	

市町村は、文化財保護条例を制定し、それに基づいて文化財の指定を行っているが、条例を制定しているのは9市24町5村で、文化財指定を行っているのは9市16町3村である。

文化財の指定とは、保護の対象となる文化財から指定基準に基づき選択する行為で、県指定の場合、富崎県文化財に関する指定認

定及び選定基準(昭和55年5月制定)に基づき行っている。

指定、認定及び選定基準は、共通基準と個別基準からなっており、共通基準では文化財の対象を次のように定めている。

- 1 市町村文化財に指定されているもの
- 2 県指定文化財候補目録に掲載されているもの
- 3 保護のため緊急に指定を必要とするもの

個別基準は、有形文化財など8領域の指定・認定及び選定基準である。

又、県指定文化財候補目録は、昭和55年3月の作成で、文化財別の候補件数は次のとおりである。

有形文化財 (31) 無形民俗文化財 (23) 記念物 (57)

指定のあり方については、滅失や破壊の恐れのあるもの、又は本県にしか見られないようなもののうち、指定基準に合致するものは積極的に指定をすることが望ましい。

又、ツクシヤクナガやキレングシウマのように、自然公園法等で保護されていれば、指定基準に合致していても指定を留保し、民俗芸能のように指定の対象が無数にある場合は代表的なものを精選して指定することも必要である。

さらに、指定の価値判断は時代によって異なるために例えば皇国史観が高まった時代には勤王志士の墓や西南戦役の際の官軍の陣屋跡が数多く指定になった。これらの見直しも必要と思われる。

なお、市町村指定文化財、県指定文化財、国指定文化財となるにつれ普遍性が拡大するわけであるから、文化財を管理する市町村は市町村指定から県指定、県指定から国指定になるに従い責任が付加するという考えに立っての保護と活用が必要である。

Ⅷ 保護思想啓蒙のあり方について

1 現状

文化財を保存しそれを活用するためには、文化財を理解し尊重する精神、すなわち文化財保護の思想を広く一般県民に浸透させる必要があるとの観点に立ち、毎年、テレビ・広報紙等による広報、文化財調査報告書の刊行、文化財指導者研修会の開催、文化財愛護少年団育成等の事業を市町村と連携して実施している。

又、文化財保護指導委員を県内15地区に15名委嘱している。委員は、担当地区内の文化財巡視及び文化財保護思想の啓蒙活動を行っている。

なお、博物館にあっては特別展や講演会の開催等を行い啓蒙に努めている。又、民間の宮崎考古学会、日向民俗学会、各市町村に結成されている史談会等の団体が行う各種事業も啓蒙に寄与している。

2 問題点

戦後、都市化現象が進み本県においても青年層の人口流出をみた。このような社会構造の変革と共に、物質万能主義の風潮は郷土意識と地域の連帯感を阻害し、永年行われてきた郷土行事・郷土芸能の停滞をもたらしている。

動植物愛護精神も後退し、アカウミガメの盗卵、カモシカの密殺、都井岬のソテツ等の盗掘がみられ、又、祖先の墓所として大事にしてきた古墳も放置されがちである。

さらに、史跡や天然記念物の指定を進めようとしても、土地に密着した文化財は、所有権の問題等もあり同意を得にくいのが現状である。

3 基本的な方向

文化財の保護は行政機関やその関係者が行うだけでは不十分で、一般県民の文化財に対しての高い関心と理解がなければ、その目的を達成することはできない。

そこで、県においてはこの目的にそった文化財講習会、文化財巡り、民俗芸能大会、文化財に関する普及啓蒙書の刊行、文化財の展示会、文化財の防災訓練、文化財愛護少年団の育成、文化財保護団体の育成、文化財愛護地域活動等、文化財保護普及啓蒙事業の実施がなされる。

又、市町村においてもその実情にあわせ、県に準じた各種事業を学校教育や社会教育活動に積極的に取り入れて実施することが望まれる。

なお、開発関係機関に対しては資料送付等進んで行う必要がある。

「歴史文化遺産の保護と活用の新たな方向性について」

－文化財の保護・活用の現状と課題及び今後の施策の方向性－

1 文化財の調査や新たな指定の推進とその保護・継承

＜現状＞

重要な文化財を指定することで重点的に保護の網をかけることが、文化財保護行政の基本的な手段となっています。県内には西都原古墳群をはじめとする史跡や各地に伝わる年中行事や民俗芸能など、有形無形の文化財が多く残されており、その多くは国や県などの文化財として指定され、保護・継承が図られてきました。

また、文化的景観や文化財保存技術といった新たな文化財分野が創出されるなど、文化財の概念についても拡大の方向にあります。

平成 18 年 4 月 1 日現在、国指定文化財が 96 件、重要伝統的建造物群が 3 件、国登録文化財が 43 件、県指定文化財が 200 件ありますが、無形文化財や有形文化財のうち絵画・彫刻・地質・館物など、指定されている件数が少ない分野もあり、指定に偏りが見られます。

既に指定を受けている文化財についても、特に戦前に指定された文化財の中には、指定の経緯や実態の整理の必要なものが見られます。

埋蔵文化財については、開発事業に伴う緊急調査が行われていますが、埋蔵文化財包蔵地の所在の把握が不十分なため、開発事業や保存に十分対応できていない町村や地域が見られます。

また、発掘調査によって重要な遺跡が発見された場合でも、開発事業者との関係もあり、その保存が困難な場合があります。

＜課題と施策の方向性＞

(1) 文化財概念の広がりへの対応

文化的景観や文化財保存技術、登録文化財といった新たな分野への対応が必要です。

また、文化財をとりまく周辺景観や環境の保全にも配慮が必要です。

(2) 悉皆調査の実施と指定候補物件の掘り起こし

いまだ指定されず埋もれている貴重な文化財を発掘し、指定を推進することにより、積極的に保護・継承を図る必要があります。

各分野の文化財について悉皆調査を実施し、基礎的な資料を整備する必要があり、評価や価値付けが困難な分野については、外部の専門家の意見を求めるなどの措置が必要です。

(3) 指定基準や手続きの明確化と既指定文化財の見直し

県指定文化財の中には、指定の種別や価値判断が明瞭でないものがあるので、指定理由の明確化が必要です。特に史跡については、既に指定されているものの見直しも必要です。

また、指定手続き等の柔軟な運用についても検討する必要があります。

(4) 埋蔵文化財の所在の把握と保護の推進

詳細な分布調査を実施していない町村はもちろん、すでに実施済みの市町村についても、引き続き、埋蔵文化財の包蔵地の把握と周知化の努力が必要です。

また、史跡指定による保存を推進するために、公有化等の条件整備が必要です。

＜施策の例示＞

- ・文化財概念の広がりに対応できる文化財保護条例改正の検討
- ・都市計画や農村整備など他部局と連携した文化的景観保護事業の検討
- ・美術・工芸等、各分野の文化財悉皆調査事業の実施
- ・指定古墳等の文化財点検事業のさらなる推進
- ・埋蔵文化財詳細分布調査と周知化の一層の推進

- ・明確な指定基準等の検討、整備

2 保護・活用を進める組織・体制の充実

<現状>

文化財の維持・管理や公開は原則として所有者が行うこととなっていますが、個人や社寺等が所有している文化財のなかには、十分な保管場所の確保に苦慮しているものが見られます。

史跡など、個人等では困難な文化財の維持・管理については、主として管理団体としての市町村教育委員会が行っていますが、保護し活用するための十分な知識と経験を有する専門家が不足している現状があります。

<課題と施策の方向性>

(1) 組織・体制の充実と人材の育成

文化財をしっかりと保護・活用していくためには、文化財保護部局の組織と体制の整備が不可欠です。文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議する役割を担う文化財保護審議会を一層充実させることに加えて、県や市町村の文化財保護部局にも十分な調査能力を備えた専門職を育成・配置するなどの措置が求められます。文化財保護指導委員の充実と活用を検討することも考えられます。

文化財の調査・研究や人材の育成に当たっては、博物館をはじめ大学など地域の教育・研究機関との連携を図ることも有効です。

(2) 管理計画や整備計画の策定と管理・公開施設等の充実

十分な保護と活用を図るため、県指定文化財についても保存管理計画や整備計画の策定が必要です。

また、保管庫や資料館など、文化財を災害や盗難等から守り、一般に公開できる施設の充実に望まれます。

地震や津波といった大規模かつ広範囲な災害についても、危機管理について十分に検討を行っておく必要があります。

(3) 保護・活用を図るための財政支援の充実

文化財を管理し公開する組織・体制や資料館等の公開施設の整備には多くの経費がかかります。

また、史跡を十分に保存・整備し管理・公開していくには、土地の公有化を進めていく必要があります。

これらの事業を推進するには、企業メセナや基金などを含めた財政的支援制度の充実・活用が必要です。

<施策の例示>

- ・博物館、美術館や大学等が連携して専門分野に対応するシステムの構築と具体的な人材育成のためのプログラムの作成
- ・企業メセナの活用や文化基金設立などの手段による財政的地域支援の検討
- ・分科会や専門委員を置くなどの文化財保護審議会のあり方の見直し

3 保護・継承に携わる人材や団体の育成

<現状>

文化財、特に踊りや神楽などの民俗芸能は、地域の連帯の絆となっている例が見られ、地域の保存団体や学校等で保護・継承活動に取り組んでいます。地域をあげて保護・継承に取り組み、大きな成果をあげているところもありますが、過疎化や高齢化が進み、後継者の確保に苦慮している地域も見られます。これらの実情を把握し、継承のための方策を講ずる必要があります。

これまでも清掃等の管理や古墳祭を実施するなど、地域で守り伝えられてきた史跡等についても、地域で守り活用していこうとする新たな活動が見られます。

<課題と施策の方向性>

(1) 保存団体の育成や後継者の確保

文化財を守っていくことに、地域の人々が誇りを持てるようにしていく必要があります。また、子どもの頃から地域の民俗芸能や史跡などの文化財に慣れ親しむ機会を多く提供し、文化財を保護・継承しようという意識を育む必要があります。地域で文化財を守り活用していこうとする動きを支援し、顕彰することも大事です。

(2) 道具、衣装等の補修と整備

踊りや神楽などの民俗芸能は、衣装や道具類を必要とします。保存団体を育成する手段の一つとして、これらを補修し整備するた

めの財政支援を充実させる必要があります。

県や市町村の補助制度の整備と併せて、地域の人々や企業の協力を得る方策を考える必要があります。さらに、全国の企業、財団の補助金申請のサポートを充実させることも必要です。

(3) 公演、発表の場の確保

定期的な活動の場を持たない保存団体は、踊り手等や経費の確保に苦慮しています。祭りやイベントでの発表機会を提供するなどの方策が必要です。

<施策の例示>

- ・NPOやボランティアの育成・支援と協働
- ・文化財保護継承功績者の顕彰制度の創設
※特に地元で実際に維持継承してきた人々（老人会、史談会、地区民など）
- ・県民ヘリテージトラストによる文化財の保護・活用運動

4 文化財の積極的な活用と保護・継承する気風の醸成

<現状>

生活の中で伝承されてきた民俗芸能は、祭りやイベント等に参加することにより継承の活力が生まれてきます。そのためには、地域間の協調・協力が欠かせません。

また、地域で大切に保存されてきた伝統的建造物群などの町並みや古墳などの史跡は、地域おこしの重要な要素として整備・活用する気運が醸成されつつあります。

一方、活用により、文化財の保存に影響を及ぼす事態も心配されます。

膨大な量の埋蔵文化財の発掘調査記録や出土品については、その保管や活用が十分になされていない状況もあります。

<課題と施策の方向性>

(1) 地域づくりに役立つ活用策の推進

文化財を地域資源として活用することは地域文化の一層の活性化に繋がり、文化財を守り育てる気風を醸成する手段としても重要です。

学校教育や生涯教育での活用や、ふるさとツーリズムなどの観光分野等との連携を推進する必要があります。

(2) 地域で連携した活用の取り組み

一定地域にある文化財や、同一分野の文化財に関連づけて活用を図ることも必要です。

(3) 文化財の保護・継承を阻害しない天然記念物等の活用策の検討

天然記念物は、人為的影響による環境の変化に配慮した活用が望まれます。

また、神楽等の民俗芸能がイベント等に出演する機会が増えていますが、本来の形が崩れてしまうことがないよう配慮する必要があります。

(4) 保存し活用するための史跡等整備の推進

史跡等は本来の姿を留めていないことが多く、次代に継承していくためには、整備を行い、公開・活用するなかで史跡等の価値を理解してもらう必要があります。

(5) 埋蔵文化財の管理と活用の推進

貴重な記録類や出土品等を十分に保管するために、管理台帳や管理施設の整備を図り、その活用について積極的に推進する必要があります。

<施策の例示>

- ・地域の文化財をガイドできるボランティアの育成
- ・学校教育の中での博物館、相当施設等の積極的活用

- ・学校区文化財と学校区文化財マップ作成コンテストの実施
- ・町づくりに生かす文化財活用の指針の作成
- ・観光に活用できる文化財マップとガイドブックの作成

5 多様な情報の発信

＜現状＞

本県の歴史や文化財に関する情報は、インターネットや広報誌等を通じて提供されています。また、文化財の所在地では解説板等が設置され、見学者の利便が図られています。また、その存在や価値が良く知られていない文化財も多い実情があります。

＜課題と施策の方向性＞

（１）インターネット等を活用した文化財情報発信の充実

博物館等が所蔵している文化財や各地に所在している文化財等の情報を、インターネット等を通して積極的に提供していく必要があります。

広報メディアを活用して定期的な文化財紹介を継続することも考えられます。

（２）県民に分かり易い文化財や博物館などのガイドブック等の作成

文化財や博物館などに関する刊行物等は、専門的なものが多く、一般に頒布出来るものが少ないため、それらの所在を案内したり、その内容について分かり易く紹介したガイドブック等が必要です。文化財や博物館などへの道順を誘導する案内板の設置なども望めます。

また、文化財を県民や観光客等に紹介、案内する仲介者として地域の文化財をガイドできるボランティアの育成を検討することも必要です。

＜施策の例示＞

- ・県内の文化財に関する写真や映像を公開する施設の設置の検討
- ・新しい「宮崎県の文化財」の刊行
- ・ガイドが案内する文化財を繋いだ文化観光トレイルの設定の検討
- ・ヘリテージ情報バンクの構築
- ・バーチャルミュージアムの構築（デジタルミュージアムの発展）
- ・案内板等のトータルデザインの検討

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」(文化財関連箇所抜粋)

令和元年6月

■ 戦略3「観光・スポーツ・文化振興戦略」(p53, 59～60, 119～120)

【ねらい】

- 観光地の魅力向上等を通じた世界から選ばれる「観光みやざき」の実現
- 県民自身が本県の観光・スポーツ・文化資源を体験・発信することによる交流人口や関係人口の拡大

【内容】

- 魅力のある観光地づくりや受入体制の整備・充実による誘客強化
- 「スポーツランドみやざき」の魅力向上や県民の生涯スポーツ振興
- 文化資源を生かした地域活性化や県民の文化活動・交流の促進

【目標】

観光入込客数 1,680 万人
 観光入込客数のうち、訪日外国人観光入込客数 80 万人
 観光消費額 1,800 億円
 日頃から文化に親しむ県民の割合 85%
 成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率 65%

【背景】

- ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などが続くゴールデン・スポーツイヤーズに向けて、国内ではインバウンドの増加が期待されており、本県にも訪日外国人旅行者を積極的に取り込んでいく必要があります。
- また、本県では、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭や、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会等の全国的規模の大会開催を控えており、豊かな自然や食、恵まれたスポーツ環境、神話や伝統文化などの本県が誇る魅力を国内外に発信する絶好の機会を迎えています。
- ライフスタイルや価値観の変化、交通ネットワークの充実に伴い、観光形態やニーズは多様化しており、本県の多彩な魅力の更なる磨き上げと発信、観光客に訴求力のある商品開発に加え、このような変化に的確に対応した戦略的な観光推進が求められています。
- これまで本県で培ってきた「スポーツランドみやざき」の取組や、国民スポーツ大会等の開催、国民文化祭や全国障害者芸術・文化祭の開催、世界農業遺産やユネスコエコパーク等の文化資源を生かした世界ブランドづくりなどの取組を、将来にわたって県民のスポーツ・文化振興や観光・交流の拡大、地域活性化につなげていく必要があります。

【戦略のねらい】

スポーツランドみやざきや世界ブランドの更なる展開などによる観光地としての魅力向上、外国人などの受入体制の整備・充実により官民一体となって取り組み、世界から選ばれる「観光みやざき」の実現を目指します。

さらに、県民自身が本県の観光・スポーツ・文化資源の価値への理解を深め、自ら体験・発信していくことで、交流人口や関係人口の一層の拡大を目指します。

【戦略内容】

- 1 宮崎版DMO等の取組や観光人材の育成などを通じて、宮崎ならではのブランドイメージの構築と戦略的なマーケティングの推進を図るため、個人旅行や着地・体験型など多様化するニーズに対応した魅力ある観光地づくりを進めるとともに、旅行者への的確な情報提供、快適な旅行環境の整備等を図りながら、インバウンドの拡大、年間を通じた国内外からの誘客促進に取り組めます。
- 2 国内外からのスポーツ合宿の受入や国際大会の開催に加え、その全県化・通年化・多様化を通じて、「スポーツランドみやざき」の魅力向上と県内への経済効果の波及に取り組めます。また、世界・全国レベルで活躍するアスリートの育成や競技力向上、県民の心身の豊かさを育む生涯スポーツの振興やその環境整備に取り組めます。
- 3 豊かな自然や伝統文化など各地域資源を生かした、美しい宮崎づくりや世界ブランドの取組を推進することで、ふるさとへの誇りや郷土愛の醸成を図るとともに、地域活性化にもつなげていきます。また、国民文化祭、全国障害者芸術文化祭を契機とした県民の文化活動・交流を促進し、国内外に魅力を発信するとともに、その成果を大会後に引き継ぎ、更なる文化力向

上を図ります。

【重点項目3】文化資源を生かした地域活性化や県民の文化活動・交流の促進

取組 3-1 世界ブランドを活用した地域づくりと交流人口・関係人口の拡大

＜実施内容＞

- 世界農業遺産やユネスコエコパーク、日本遺産、国立公園等の世界ブランド、日本ブランドを地域の宝として次世代へ継承するとともに、国内外に効果的に発信し、関係人口の創出や観光等による交流人口の拡大に取り組み、地域活力の向上につなげます。
- 新たな地域資源の掘り起こしや学術調査、研究による西評鑑等を行い、将来的な世界ブランド・日本ブランドの認定を目指した取組を推進します。
- 県内神楽の調査・研究や映像等による記録保存を行い、その成果を発信するとともに、他県の保存団体とも連携し、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指す取組を推進します。
- 日本遺産に認定された古墳景観を形成する西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群の調査・研究を推進するとともに、世界文化遺産登録も視野に入れ、その魅力を国内外へアピールします。

＜県民の主な役割＞

- 県内の世界ブランド、日本ブランドが県民の宝であることを知り、発信しましょう。
- また、県内の地域資源のブランド化に向け、気運を盛り上げる取組に参加しましょう。
- 自然と人間社会の関わりや、地域の歴史文化資源について学び、伝えていきましょう。

取組 3-2 文化振興による心豊かな暮らしの実現

＜実施内容＞

- 県民が様々な芸術文化に親しむことができるよう、宮崎国際音楽祭など質の高い優れた公演や美術展の開催、学校や福祉施設等におけるアウトリーチ活動など、多様な形で公演等を鑑賞する機会を提供します。
- 実技の講習会や講座、参加・体験型のワークショップやイベントなど、文化に「触れ」「学ぶ」様々な機会の提供と、その内容充実にも努めるとともに、広域的なアウトリーチ活動により、広く県民が文化に親しむことができる環境づくりに努めます。
- 本県在住またはゆかりがある歌人等による講演会や短歌大会など、日本一の短歌県を目指して、短歌に親しみ、その魅力を発信する機会の充実を図るとともに、県民芸術祭など文化活動の成果を発表する場や創作活動を支える環境づくりを進めます。
- 県民の活発な文化活動の促進のため、文化を育む拠点としての文化施設の機能充実を図るとともに、専門家による文化活動へのアドバイスや各種研修事業の実施、情報発信、文化団体相互の交流促進等に取り組みます。

＜県民の主な役割＞

- 鑑賞や創作などの文化活動に積極的に参加しましょう。
- 文化施設を積極的に利用しましょう。
- 企業・団体等においては、地域の文化活動を積極的に支援しましょう。

取組 3-3 特色ある文化資源の保存・継承と活用

＜実施内容＞

- 県内各地域の豊かな自然や歴史、神話や伝承、伝統芸能等の民俗文化、伝統的建造物など、その地域ならではの文化資源を大切に保存・継承しながら、市町村等と連携して、その魅力を国内外に発信する取組を推進します。
- 古事記や日本書紀にまつわる多くの神話や伝承、神楽等の伝統文化やゆかりの地・景観など県内各地に息づく「神話の源流みやざき」の魅力を情報発信するとともに、誘客につなげる取組を展開します。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラム等を通して、県民一人ひとりが多様な芸術文化に触れる機会を提供するとともに、本県の神話をはじめとした歴史や伝統文化、県民がこれまで培ってきた本県の優れた文化資源を国内外に発信します。

＜県民の主な役割＞

- 自分の住む地域ならではの文化資源について理解を深め、地元の特色を生かした個性的で魅力ある地域づくりに取り組んでいきましょう。
- 地域の文化行事等に積極的に参加し、地域ならではの自然や歴史、民俗文化などについて理解を深めましょう。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に行われる文化イベントに参加しましょう。

【ねらい】

- 少子化対策や若年層の流出抑制による人口減少の抑制
- 交流人口の創出や関係人口の拡大、移住・定住の促進
- 中山間地域対策
- 未来を支える人材の育成

【内容】

- 子育てを支援する社会環境の構築
- 就学・就業環境の整備等による「若者に選ばれる宮崎」づくりと戦略的な移住・定住の促進
- 生活に必要なサービスが特約的に提供される体制の構築
- 中山間地域の維持・活性化
- 本県の未来を担う子どもたちの育成
- 産学金労官の連携による産業人材や地域人材の育成促進

【目標】

本県の総人口 100 万人程度
 合計特殊出生率 1.9 程度
 観光消費額 1,800 億円
 県内新規高卒者の県内就職割合 65%
 県内大学・短大等新規卒業生の県内就職割合 50%台

【背景】

- 本県の合計特殊出生率は、全国の中では高水準にありますが、人口維持に必要な2.07には届いておらず、出生数が死亡数を下回る自然減と、進学・就業時に多くの若者が県外に転出する社会減が相まって、少子高齢化が進行し、人口減少が加速しています。
- このような中、産業界においては、少子・高齢化に伴う労働力不足が顕在化しており、本県経済の活性化、産業振興を担う産業人材の不足が大きな課題となるとともに、特に人口減少が著しい中山間地域においては、暮らしに必要なサービスの提供も困難となりつつあり、地域社会の維持に対する懸念が強まっています。
- さらに、本県の活力ある未来を築いていくためには、大きな時代の変化にも柔軟に適応できる子どもたちを育てていくことが重要であり、家庭・学校・地域等の連携を深め、教育環境を充実させていく必要があります。

【戦略のねらい】

若者世代を中心に人口流出に歯止めをかけるとともに、安心して結婚・出産・子育てができる環境の整備を図ることで、人口減少の抑制を目指します。

また、交流人口の拡大や関係人口の創出、移住・定住の促進に加え、地域に根づきながらグローバルな視野を持ち、本県の産業や暮らしの未来を支える人材の育成を図り、人口減少が進む中においても活力が維持される地域づくりを目指します。

【戦略内容】

- 1 誰もが希望を持って結婚・出産し、安心して子育てできるよう、家庭や地域、企業等が連携し、仕事と生活の調和や子育ての不安・負担の軽減等の取組を通じて、ライフステージに応じた切れ目のない支援に県民一体となって取り組む社会環境を構築します。
- 2 若者にとって魅力ある産業・雇用の創出に加え、積極的な情報発信や雇用環境の改善に努め、「若者に選ばれる宮崎」づくりに向けた取組を推進するとともに、多様な地域資源の魅力発信や地域が一体となった受入体制の整備・強化を図り、戦略的な移住・定住促進の取組を展開します。
- 3 先端技術の積極的な活用も図りながら、人口減少下にあっても、生活に必要なサービスが特約的に提供される体制を構築するとともに、複雑化する地域課題の解決に多様な主体と協働しながら、住民自らが取り組む仕組みづくりを進めます。
- 4 少子高齢化・人口減少が著しい中山間地域においては、地域課題の解決に向けた住民による自立的な活動を促すとともに、集落間をネットワークで結び、相互の連携・補完によって地域全体の暮らしを守る仕組みづくりに取り組みます。
- 5 学校・家庭・地域が一体となった教育を推進し、基礎学力がもとより、地域への愛着やグローバルな視野を持ち、心身ともに健康な本県の未来を担う子どもたちを育成します。
- 6 就学時のキャリア教育や就業時のマッチング強化、大学等の高等教育の充実に加え、就業後の能力向上や生涯学習推進など、ライフステージに応じた切れ目のない学びの場の提供や企業の情報発信等に産学金労官が連携して取り組み、地域や産業を支

える人財の育成を促進します。

【重点項目1】社会減の抑制と移住・U・I・Jターンの促進

取組1-3 移住・定住促進や交流人口・関係人口の拡大

＜実施内容＞

- 東京圏をはじめ都市部の若者や本県出身者に対し、本県での暮らしの魅力を戦略的にPRするとともに、移住希望者のニーズにマッチした暮らしや仕事の情報提供のほか、起業や就業に必要な支援等により、本県への移住を促します。
- 市町村や民間団体と連携して、住居支援等を含む受入体制の充実を図るとともに、移住者が地域に溶け込んで定住できるよう、移住後のフォローアップを強化します。
- 中山間地域において集落の共同活動をボランティアで支援する「中山間盛り上げ隊」の派遣等による都市住民との交流促進を図るとともに、地域おこし協力隊の活用による外部人財の力を生かした地域活性化に取り組みます。
- ふるさと納税やワーキングホリデーの実施などを通じて、県外者の本県への関与や関心を高め、様々な交流を促進し、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供による関係人口の創出を進めます。
- 農山漁村における都市住民との交流・体験の場を拡大するため、農家民宿等を活用した農泊を推進するとともに、修学旅行など教育旅行の誘致を実施します。

＜県民の主な役割＞

- 県民一人ひとりが、県外の方に宮崎の魅力を積極的に発信しましょう。また、移住して来られた方が、地域に早くなじめるように支援しましょう。
- 中山間盛り上げ隊として、積極的に地域活動に参加しましょう。
- 地域の良さを発見・発信することを通じて、都市と農山漁村がお互いの地域をよく理解するとともに、訪問・交流にも積極的に取り組みましょう。

【重点項目3】地域の暮らしの確保や中山間地域の振興

取組3-2 住民主体による地域課題の解決

＜実施内容＞

- 住民主体による地域課題の解決を図るため、NPOやボランティア、社会福祉協議会、学校や企業等の多様な主体による連携・協働を推進するとともに、NPOやボランティア活動等に関する情報発信を充実させ、活動への理解促進を図ります。
- 地域の課題解決に向けた住民の地域づくり活動への積極的な参画を促進するとともに、地域づくり活動の中核を担う人財の育成・確保のため、そのリーダーとなる人財の育成、地域づくり団体相互の交流促進やネットワーク化に取り組みます。

＜県民の主な役割＞

- 個人・NPO・企業などは、それぞれのノウハウ、人的資源（マンパワー）などを持ち寄り、地域の課題解決に取り組みましょう。
- 地域のために何ができるかを考え、できることから行動しましょう。

取組3-3 中山間地域の振興

＜実施内容＞

- 地域経済や産業をはじめ、集落活動や生活支援の面で中山間地域を支える人財を確保するため、移住・定住の促進や地域を担う次世代の育成、外部人財の活用等による地域活性化に取り組みます。
- 日常生活に必要なサービスや機能を維持していくため、多様な主体が連携・協働しながら、複数の集落を交通・物流のネットワークで結ぶことで圏域全体のくらしを守る仕組みづくりや、住み慣れた地域に将来にわたって住み続けるためのサービス・ネットワークの構築に取り組みます。
- 地域の特性を生かした収益性の高い「園芸作物や肉用牛放牧の取組、特産林産物の振興等」に他産業とも連携しながら取り組み、中山間地域における「なりわい」の維持・創出と次世代への継承を図ります。
- 鳥獣被害に対しては、集落点検や効果的な進入防止柵の設置など、地域一体となった対策を強化するとともに、捕獲鳥獣の利活用を推進します。
- 森林の果たすべき機能や土地条件に応じた適正な森林管理を推進し、森林施業の効率化・省力化を図りながら人工林資源の循環利用を推進するとともに、森林資源の活用による収益を着実に再造林に繋げていくシステムの構築に向けた取組を進めます。

＜県民の主な役割＞

- 農業においては、作業の共同化・組織化を進めるとともに、中山間地域の特性を生かした特産物等による産地づくりに取

り組みましょう。

- 森林・林業においては、適正かつ効率的な森林施業や資源の持続的活用のための再造林に努めましょう。

〔重点項目4〕本県の未来を担う子どもたちの育成

取組4-2 郷土を愛し、地域社会に参画する意識・態度の育成

＜実施内容＞

- 郷土に対する誇りや愛着を育むため、社会科や総合的な学習（探究）の時間などにおいて、地域の歴史・文化・自然などの多様な教育資源を活用し、地域の良さや課題、産業や特色等への理解を深める「ふるさと学習」の充実に取り組みます。
- 子どもたちが、地域の伝統文化に触れ、その魅力を発見し、郷土への理解を深めることができるよう、伝統文化の体験交流会や仲楽公演などを行います。
- 地域社会の一員としての役割を自覚し、必要な資質や能力を身に付けるため、授業をはじめ学校教育において、地元自治体や関係機関等とも連携しながら地域課題の解決について考える学習を行うなど、主権者教育の充実を図ります。また、地域学校協働活動を県内各地で推進し、地域活動への子どもたちの積極的な参画を促進します。

＜県民の主な役割＞

- 郷土への誇りや愛着を育むために、地域やふるさと宮崎の良さを子どもに伝えていきましょう。
- 主権者として、また、地域社会の一員として、家族や周りの人と社会的な問題や地域課題などについて話し合ひましょう。
- 地域で行われる様々な活動に、積極的に参加し、協力しましょう。また、大人は子どもの主体性を尊重し、子どもの地域での活動を支援しましょう。

「宮崎県教育振興基本計画」(文化財部企画所抜粋)

令和元年策定

■ 施策 1 生涯学習の推進

【現状と課題及び今後の方向性】

少子化による人口減少や急速な高齢化、グローバル化が進展する中、全国的に、地域社会における地域経済の衰退をはじめ、人と人とのつながりの希薄化、伝統行事や伝統芸能等の担い手の不足などの様々な課題が見られます。県内においても、全国平均より早いペースで人口減少の進行が予想されており、特に若い世代の県外転出者数も多く、地域コミュニティの衰退が危惧されています。また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を抱える家庭も多くなっています。

このような現状から、これからの生涯学習には、地域住民が地域の課題解決や様々な地域活動等に積極的に参画していくことや、地域づくりの担い手を育成することなどの重要な役割が期待されており、持続可能な地域を創るための基盤として、生涯を通じた学びが一層必要となっています。

そのため、県民一人一人が人生を豊かにする学習や地域づくり・人づくりに当事者意識を持って主体的に関わる取組を推進するため、学びの場、学びを生かす場、学び直しができる情報の提供をはじめとする各ライフステージにおける学習支援の充実や、社会教育関係団体やNPO、企業等との連携強化、指導者の養成や資質向上のための研修会等の充実、社会教育施設の機能の充実などを図るとともに、家庭教育における学習機会の充実や支援体制の整備などに取り組みます。

【施策の内容と主な取組】

1 生涯学習推進体制の充実

人生100年時代の到来に向けて、県民一人一人が生涯にわたり必要な学習を行い、学習したことにより得られた経験や知識等を、個人の生活や地域の課題解決に生かすとともに、地域活動に参画することのできる「生涯学習社会」の実現に努めます。

取組 1-1 関係機関との連携の推進

- 多様化する県民の学習ニーズに応えるため、関係機関や市町村、企業、高等教育機関、NPO等との連携を図りながら、生涯学習関連の情報収集に努め、「みやざき学び支援ネット」等を活用した情報提供の充実を図ります。

2 社会教育の充実

地域の社会教育関係団体をはじめ、多様な主体とより積極的に連携して取組を進めるとともに、人生100年時代の到来に向けて、県民がより主体的に学べるよう、学びの拠点として社会教育施設の機能の充実を図ります。

取組 2-2 社会教育施設の機能の充実

- 県民の生涯学習を更に推進するため、より多くの県民が、自然・歴史・文化芸術に親しむとともに、主体的に学べるよう、図書館、博物館、美術館等における機能の充実とサービスの向上に計画的に取り組みます。

■ 施策 8 郷土を愛し地域社会に参画する態度を育む教育の推進

【現状と課題及び今後の方向性】

少子高齢化の急速な進展などにより、地域における結びつきや連帯意識の希薄化などが懸念されています。地域が今後も活力を維持し、発展していくためには、地域社会に生きる全ての人が、その一員であることを自覚し、自ら地域や社会をよりよくしていくという意識を持って、地域の課題解決のための活動に積極的に取り組んでいくことが求められています。このため、これからの時代を生きる子どもたちに、ふるさとへの愛着や誇りを育み、地域への関心を高め、地域課題解決に参画する意識と態度を育む教育を推進することが必要となります。

平成30年度の「みやざきの教育に関する調査」の結果によると、「宮崎県や自分の住んでいる市町村など、ふるさとが好きである」という問いに対して、9割近くの児童生徒が「とても」又は「ある程度」あてはまると回答していますが、学校段階が上がるにしたがって、その割合が減っていく傾向が見られます。

また、これまで、子どもたちは、子ども会活動や公民館活動などを通して、地域とのかかわりを深めたり、学校においては「総合的な学習の時間」等において、地域住民の協力を得ながら、地域を知り、地域に学ぶ学習等を経験してきているものの、地域社会に参画する態度を育むまでには至っていないという指摘もあります。

これらの状況を踏まえ、今後も引き続き、学校や地域において、ふるさとを知り、ふるさとにふれ、ふるさととの関わりを深

める中で、ふるさと宮崎に学び、誇りや愛着を育む取組のより一層の充実に努めます。

また、教科等の学習や総合的な学習の時間、特許活動など、学校における様々な教育活動を通して、子どもたちに、集団づくりや地域活動に取り組む意識・態度を育成し、地域社会の一員としての自覚や主権者として必要な資質を養い、地域社会に参画する態度を育む教育を推進します。

さらに、地域には、生きた課題が多く存在し、生徒が社会とのつながりを実感しながら探究を深める貴重な学習機会を提供できることから、特に高等学校において、身近な存在である地域と学校が手を携え、体験と実践を伴った探究的な学びが展開されるよう取組を推進します。

【施策の内容と主な取組】

1 地域における「ふるさとに学ぶ活動」の推進

子どもたちが子ども会活動や公民館活動等に積極的に参画し、体験を通して地域のよさや課題にふれ、地域の課題解決に積極的に関わろうとする意識が高まるよう広報・啓発等に努めます。また、地域の文化財などを活用した「ふるさとに学ぶ活動」を推進します。

取組 3-1 地域における体験活動の推進

- 地域学校協働活動を推進するとともに、市町村や社会教育関係団体及び企業等が行う、子どもたちを対象とした多様な体験活動に関する情報を、広報番組やホームページ等で紹介することにより、地域における豊かな体験活動を奨励します。
- 青少年自然の家や図書館・美術館・博物館等が実施する体験活動の事業に関して、積極的に情報提供するとともに、文化施設と学校との連携を推進します。また、子どもたちを含め県民全てが、地域の自然・歴史・文化等について学ぶ機会の充実を図ります。

取組 3-2 〈省略〉

取組 3-3 文化財を活用した活動の推進

- 博物館等の文化施設による、文化財を活用した展示会や講座等を、県内各地で積極的に開催し、子どもたちへの「ふるさとに学ぶ活動」の機会提供を一層推進します。
- 文化財愛護少年団の交流会や民俗芸能の公演等を実施することで、郷土を理解し、誇りと愛着をもち、将来を担う人材を育む教育を推進します。
- 「みやざき文化財情報」や「みやざきデジタルミュージアム」、博物館等の教育機関のホームページなどにおいて、本県の歴史や文化財に関する情報の充実を努め、学校や地域が、これらの情報を手軽に活用できる環境を整えます。

■ 施策 14 文化の振興

【現状と課題及び今後の方向性】

人々の価値観が「心の豊かさ」を求める傾向にある今日、音楽や美術の鑑賞・発表などの多彩な文化活動や、多種多様な文化財や文化資源の保存・継承により、生涯にわたる豊かな感性と教養を育むことができる環境づくりを進めていくことが求められています。

県民意識調査の結果を見ると、音楽・美術などの鑑賞や趣味の実践など、「日ごろから文化に親しんでいますか」という問いに対し、「親しんでいる」又は「少し親しんでいる」と回答した県民の割合は、平成30年度の調査では50.9%という状況です。

今後、更に日頃から文化に親しむ県民を増やすためには、今までの取組の改善・充実を図りながら、一層推進する必要があります。そのため、県民一人一人が生涯を通じて文化に親しむための機会の充実や、県民の文化活動を支える環境の整備を図るとともに、県内各地の特色ある文化財や文化資源の保存・継承と活用にも積極的に努めます。

【施策の内容と主な取組】

(1・2は省略)

3 文化資源の保存・継承

長い歴史と豊かな風土に育まれ、これまで大切に守り伝えられてきた有形無形の文化財を、将来に保存・継承していくため、担い手の育成や多様な情報の発信、新たな文化財指定や世界ブランドを目指す取組を推進します。

取組 3-1 文化財の保存・継承を担う人材や団体の育成・支援

- 民俗芸能保存団体や文化財愛護少年団等への助成を行うなど、文化財の保護継承を担う人材や団体を育成し支援します。また、文化財の維持管理・整備等への助成や地域の文化財を活用した展示会や講座、民俗芸能の公演等を積極的に開催し、県民の文化財への理解を深めるとともに、文化財を後世に守り伝える意識の醸成に努めます。さらに、文化財防火デー等を

活用した文化財保護についての普及啓発活動を推進します。

取組 3-2 文化財に関する多様な情報の発信

- 「みやざき文化財情報」や「みやざきデジタルミュージアム」、博物館等の教育機関のホームページなどをより一層充実させ、本県の歴史や自然、文化財に関する情報の発信に努めます。また、多言語化を推進することで、より多くの方が手軽に活用できる環境を整えます。

取組 3-3 文化財の調査や新たな指定等の推進

- 県内に所在する有形・無形の文化財を積極的に調査し、指定や登録を推進します。必要に応じて県内外の有識者を招へいし、調査の充実を図ります。

取組 3-4 ユネスコ無形文化遺産及び世界文化遺産登録を目指した取組の推進

- 県内の神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指した調査・研究と映像等による記録保存を行うとともに、神楽の公演等により、その魅力を県内外にアピールします。
- 世界文化遺産登録も視野に入れた西部原古墳群をはじめとする南九州の古墳群の調査・研究を推進するとともに、神楽の概要や記録映像、南九州の古墳に関する情報など、ホームページ等による発信の充実を図ります。

4 特色ある文化資源の活用

本県の文化資源を掘り起こし、情報発信する取組を推進するとともに、多様な文化資源を様々な分野で活用します。

取組 4-1 文化資源の掘り起こし・情報発信

- 本県の様々な文化資源の魅力について県民が理解を深め、活用につなげられるよう、文化資源の掘り起こしや情報発信に取り組めます。

取組 4-2 文化資源の活用

- 本県ならではの多様な文化資源を活用し、地域づくりや観光交流の活性化、産業の振興などにつながる取組を推進します。

「みやざき文化振興ビジョン（改訂版）」（文化財関連箇所抜粋）

平成29年2月策定

■ みやざき文化振興ビジョン4つの基本的な方向性

- 1 県民が文化に親しむ機会の充実
- 2 県民の文化活動を支える環境の整備
- 3 文化財の保護・継承と活用
- 4 特色ある文化資源の活用

3 文化財の保護・継承と活用

県内には、有形・無形の文化財が数多く受け継がれており、平成27年度末現在では、国指定等文化財が107件、県指定文化財が221件、市町村指定文化財が846件あり、市町村も含めた指定無形民俗文化財の保存継承団体数は、平成24年度調査で623団体となっています。

県では、指定文化財に対する保存整備や維持管理に対する支援のほか、民俗芸能保存団体への助成などを行うとともに、子どもたちの民俗芸能大会での体験交流活動や発表の機会を提供するなど、地域の民俗芸能への関心や継承意識を高める取組を行っています。

また、「神楽」のユネスコ無形文化遺産の登録を、目指した調査研究や、「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産の登録を視野に入れた調査研究なども行っています。

【主な課題】

- ・少子高齢化は民俗芸能の伝承及び後継者確保において大きな課題となっており、就職や進学で県外に転出する若者が多く、地域の民俗芸能の維持、伝承を難しくしています。

施策8 文化財の調査・新たな指定の推進

県内の貴重な文化財が適切に保存、継承されるためには、県内に数多く残る文化財の実態を把握し、保護することが必要です。

このため、県内に所在する有形・無形の文化財を積極的に調査し、必要なものについては指定や登録を推進するとともに、「神楽」のユネスコ無形文化遺産への登録や、「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産への登録を目指します。

【主な取組】

① 文化財の調査や指定登録の推進

- ・県内に所在する文化財の調査を深め、地域づくりや教育などに活用できる文化財の掘り起こしを進め、必要なものについては、市町村と連携し指定や登録を推進します。

- ・各種開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施するとともに、重要な遺跡の保存・継承・活用を推進します。

② ユネスコ無形文化遺産・世界文化遺産登録に向けた活動の推進

- ・「神楽」のユネスコ無形文化遺産の登録を目指した調査・研究と映像等の記録保存を行うとともに、県内外の神楽保存会や関係機関と連携して神楽の魅力やアピールし、登録に向けた気運の醸成を図ります。
- ・「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産登録を目指し、調査・研究を充実させるとともに、関係機関と連携して国内外への情報発信を行い、保存・継承していく気運の醸成を図ります。

施策9 次世代への地域文化の継承

文化財や地域の文化資源が保護され、次世代に確実に継承されるためには、それを担う子どもたちの育成や、地域における保存活動等を支援していくことが必要です。また、地域の文化資源としてその価値が十分に周知され、それらを地域の宝として後世に残そうという意識が地域で共有されることが重要です。

このため、文化財の維持管理・整備等への助成や、文化資源の保護・継承を担う人材や団体の育成・支援に取り組みます。

【主な取組】

① 文化財の保護・継承を担う人材や団体の育成・支援

- ・地域において伝承活動を行っている民俗芸能保存団体及び文化財愛護少年団等に対し助成を行い、地域の伝統文化を継承する意識の醸成に努めます。

- ・子どもたちに文化を伝える機会を提供し、地域に残る文化の保存に努めます。
- ・地域のボランティアやNPOなど史跡等の保護・活用に取り組む人材や団体の育成を推進します。
- ・所有者等が行う文化財の維持管理や保存整備にに対し助成を行い、文化財の保護・継承を担う人材や団体を育成、支援します。
- ・中山間地域集落等からの派遣依頼に応じて、地域行事や伝統芸能の維持・運営を担うボランティアを派遣します。

㊦ 地域の伝統文化の継承

- ・民俗芸能や祭り、伝統行事などの地域の伝統文化に誇りを持ち、次世代へ引き継いでいくよう、後継者の育成に努めます。
- ・世界農業遺産認定地域5町村と関係機関・団体で構成される「世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会」を中心に地域の伝統文化の調査と保全継承活動に対する支援を実施します。
- ・本県の継承すべき文化を紹介する・講座を開催し、その発表内容を論文として広く公開します。

㊧ 食文化の継承

- ・本県の豊富な農林水産資源を、活用した郷土料理の継承に取り組みます。
- ・子どもたちが食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、教育現場と家庭・地域が連携して、食育を通じた食文化の継承に取り組めます。

㊨ 「ふるさと学習」の充実

- ・郷土に対する誇りや愛着を育むために、地域の良さや課題についての理解を深める「ふるさと学習」や、地域や学校の特色に応じた豊かな体験活動を推進します。
- ・「世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会」を中心に認定地域内の小中学校と連携しながら、世界農業遺産に関する伝統文化等の学習を推進します。

㊩ 郷土先覚者の顕彰

- ・宮崎県総合文化公園等に設置されている郷土先覚者の銅像の周知や講演会の開催を通じて、先覚者の功績を広く県民に紹介します。

4 特色ある文化資源の活用

本県ならではの文化資源を掘り起こし、情報発信し、地域づくりにつなげる取組として、平成24年から「記紀編さん1300年記念事業」を展開しています。この事業においては、長い年月にわたり受け継がれてきた神話や伝説、伝統芸能など本県の優れた文化資源に光を当て、「神話の源流みやざき」としてのブランド定着に向け、県内では地域に残る神話や伝承などをより深く知ってもらうため、県内大学と連携した講座や講演会を開催しました。また、県外では神話ゆかりの県や首都圏等の大学との連携によるシンポジウムや神楽公演の開催などに取り組んでいます。

また、平成27年12月には、国連食糧農業機関(FAO)の世界農業遺産に「高千穂郷・椎葉山地域」が認定されました。山間地の環境と共生して農林業の複合経営を確立し、地域一体となって神楽などの伝統文化と共に次世代へ継承している取組が評価されたものです。

文化資源を生かした産業振興として、県では伝統的工芸品の指定及び伝統工芸士の認定のほか、アンテナショップでの展示販売や工芸品展の開催、県政番組を通じた広報など、販売促進や販路開拓の支援、情報発信等に取り組んできました。

次世代へ本県の文化を継承するため、郷土先覚者の功績を後世に伝えるとともに、次代を担う子どもたちの人間形成に役立てるため、県民を対象とした講演会及び展覧会の開催や、遠足等の校外学習を活用した郷土先覚者の学習機会の充実を図りました。

【主な課題】

- ・地域資源の掘り起こしや掘り起こしに当たっては、市町村と県が効果的に連携するとともに、地域づくりの核となる人材・団体の育成やネットワークづくりが必要です。
- ・「記紀編さん1300年記念事業」については、中長期的視点に立ち「神話の源流みやざき」ブランドの定着を図るため、これまでの取組を継続しながら、県外におけるブランドイメージの向上やターゲットを絞った戦略的な情報発信を行っていく必要があります。

施策10 文化資源の掘り起こし・情報発信

本県の温暖な気候や豊かな自然、日向神話に代表される歴史や長年受け継がれた固有の文化は、貴重な地域資源であり、県民にとって誇りや郷土への愛着の源となるものです。また、地域の人々によって創られた祭りや、ご当地人気料理をはじめとする生活に密着した文化など、新しい文化が着実に根付いてきています。

このような地域の文化資源や文化活動を積極的に発信し、地域住民に理解、支持してもらうことは、地域文化の振興に極めて重要です。また、国内外に向けて発信することで知名度が向上し、外部からの評価を受けることで、その活動が一層活性化することが期待されます。

このように、文化が持つ多面的な価値や他分野への影響力について、共通認識を図るとともに、本県の多様な文化資源の存在

や価値について、県民が再認識し、活用につなげられるよう、文化資源の掘り起こしを行うとともに、情報発信の取組を推進します。

【主な取組】

㉔ 文化資源の掘り起こし

- ・県内各地に点在する多くの地域資源を新たに掘り起こし、専門家等による学術的な裏付けを行うとともに、地域・テーマ毎に繋ぎ合、わせてストーリーを構築することで、新たな価値を創出し、将来的な世界ブランド・日本ブランド化の可能性を調査・研究します。
- ・県内に地域に残る神話や伝承などをより深く知ってもらうため、県内大学等と連携した講座や講演会を開催します。
- ・小・中学校生向けの出前講座「記紀みらい塾」の開催により、ふるさとへの関心を高める取組を推進します。
- ・地域文化の基礎となる地方史研究を進めるため、県内の大学や研究機関等と連携した講座・講演会、展示会を開催します。

㉕ 文化資源の情報発信

- ・県外大学や神社にゆかりのある県との連携による、オビニオンリーダーや神話に関心の高い層へ向けた情報発信を行います。
- ・動画サイトやSNSを活用したブランドイメージを高めるためのプロモーションを実施します。
- ・「世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域活性化協議会」を中心に認定地域内外を対象としたシンポジウムを開催するなど情報発信を行います。
- ・県内の文化資源を幅広く紹介するため、インターネットや広報誌などのさまざまな媒体を活用し、県内の伝統行事や文化イベントに関する情報収集や効果的な発信に取り組みます。
- ・県民が自ら「地元を学ぶ」ことで本県の文化資源に対する理解を深められるよう、本県の文化資源をテーマとした講座や資料の展示、アウトリーチ活動等の充実を図ります。
- ・博物館等の所蔵資料や県内の自然、歴史、文化に関わる素材をデジタル化し、一元的なデータ整理・管理を行うとともに、指定文化財等の情報や文化財マップ、見学ルート等をインターネットを通じて情報提供します。
- ・訪日外国人が県内の歴史や伝統文化を理解し、親しめるよう、史跡や文化施設における外国語表記や、外国語による情報提供の充実を図ります。

施策 11 文化資源の活用

「グローバル化」が進み、国内においても地域間競争の時代を迎えている中で、地域の魅力を高めることがこれまで以上に問われており、他の地域にはない個性が求められています。

特に近年は、文化がもつ創造性や地域を元気にする力など、その潜在力への期待が高まっています。

県内の歴史や風土、先覚者、文化財など、本県の多様な文化資源を生かした取組を実施し、地域づくりや観光交流の活性化、産業の振興につなげます。また、国内外に積極的に発信することで、地域のイメージアップを図るとともに活力ある地域づくりにつなげます。

【主な取組】

㉖ 文化資源を活用した地域づくり

- ・地域資源情報をデータベース化し、後世に継承していくとともに、地域資源を全県的な宝として共有し、活用するための推進体制を構築します。
- ・世界農業遺産の認定により地域活性化に取り組む地元の気運が高まっていることから、認定された農業システムの次世代への継承や認定を生かした地域活性化への取組などを関係機関・団体が連携しながら計画的に実施します。

㉗ 文化資源を活用した観光の振興

- ・日本発祥にまつわる日向神話の地としての県外におけるブランドイメージ向上のため、「神楽」のユネスコ無形文化遺産登録や「西都原をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産登録に向けた取組を推進します。

㉘ 文化資源を活用した産業の振興

- ・伝統的工芸品の指定や伝統工芸士の認定により従事者の意欲の向上を図るとともに工芸品展の開催支援や博物館での特別展示、県広報番組での広報等を通じ、伝統的工芸品の認知度向上や需要喚起に取り組めます。

㉙ 特別史跡西都原古墳群の管理・整備活用の推進

- ・特別史跡西都原古墳群の指定地拡大と整備を進め、古墳群全体の利活用を一層促進します。

㉚ 「若山牧水賞」の活用

- ・本県出身の国民的歌手である若山牧水を顕彰するため設けられた「若山牧水賞」を活用し観光や他の文化芸術分野と連携しながら、本県のイメージアップを図ります。

「宮崎県地域防災計画」(文化財関連箇所抜粋)

■「宮崎県地域防災計画」 第2編 共通対策編 第2章 災害予防計画

第3節 県民の防災活動の促進 (p78～81)

第1款 防災知識の普及

第1項 基本方針

大規模災害は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政的的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため県、市町村、防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

第2項 対策

1 県民に対する防災知識の普及

(1) 講習会等の開催

【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(2) 地域の防災リーダーの育成

【県】

県は、防災士養成研修等を実施し、地域の防災リーダーを育成することによって、県民の防災に対する意識の高揚、知識の普及を図る。

(3) 日常生活に密着した啓発の実施

【県、市町村、防災関係機関】

災害の種類、季節等の状況に応じて、「自らの安全を守るための行動」「高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対する配慮」「被災時の男女のニーズの違い等に対する男女双方の視点」「性的マイノリティ等に対する配慮」の必要性など、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民の育成を図り、被害を最小限にとどめられるよう啓発を実施する。

主な啓発内容は以下のとおりである。

ア 避難先は避難所だけでなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様であること。

イ それぞれの避難の特徴を知り、備蓄等の事前準備を行うこと。

ウ 「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大下であっても避難所への避難を躊躇しないこと。

エ 過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを遡ることなく適切な行動をとること。

オ 平常時からハザードマップ等を活用し、自宅や地域の危険性、避難所・親戚知人宅等の場所、避難経路等の確認を行うこと。

カ 警戒レベル、避難指示等、気象情報等の意味を理解すること。

キ 災害時における家族等との連絡方法を考えておくこと。

ク 家屋が被災することを想定し、保険加入を検討するとともに、被災した際は、片付けや修理の前に、家屋内外の写真を撮影しておくこと。

ケ 共助の重要性を理解し、地域の避難行動等を、地域の多様な主体で話し合うこと。

コ 避難訓練に参加すること。

なお、啓発の方法は以下のとおりとする。

ア 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を

図る。また、県庁ホームページ上の防災・危機管理関係情報を見直し内容の充実を図る。

イ その他のメディアの活用

- ① テレビ・ラジオ局、CATV 局の番組の活用 ② 普及啓発用映像の制作、貸出
③ インターネットの活用 ④ 地震体験車等の教育設備の貸出

(4) 「宮崎県防災の日」、「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動の実施

【県、市町村、防災関係機関】

5月第4日曜日の宮崎県防災の日、8月30日～9月5日の防災週間、11月5日の津波防災の日及び1月15日～21日の防災とボランティア週間において、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加した防災訓練等の実施により、重点的な普及活動を行う。

(5) グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

小中学校や自治体、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、県の防災担当職員や防災士を派遣し、出前防災講座や意見交換会等を実施する。

2 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実を図るものとする。

【県、市町村】

(1) 児童生徒に対する防災教育

小・中・高等学校等においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたる災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先進的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。このため教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

(3) 大学等の学生に対する防災教育

大学等に対しては、学生への防災教育への取組について協力するものとする。

3 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

【県（各部署）、市町村、防災関係機関】

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

【県、市町村、事業者】

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や百貨店、劇場、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等指し、災害時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的実施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

ア 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

イ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。

ウ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

4 観光客等への広報

【県、市町村等】

県及び市町村等は現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

5 相談窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

■「宮崎県地域防災計画」 第2編 共通対策編 第2章 災害予防計画 第3節 県民の防災活動の促進 (p87)

第5款 災害教訓の伝承

- 1 県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- 2 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

■「宮崎県地域防災計画」 第2編 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第19節 文教対策 (p229～230)

第2款 文化財保護対策

第1項 基本方針

大規模災害被害から文化財の保護を図るため、教育委員会（県、市町村）は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性について意識啓発を図る。

県教育委員会は区分に応じ自らが管理する文化財の災害対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言するものとする。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

第2項 対策

1 予防対策の実施

【県】

- (1) 各市町村教育委員会を指導し、管内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期する。
- (2) 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整頓を図るよう奨励する。

- (3) 文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。
- (4) 文化財保護指導委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し市町村との連携を図って災害の防止に努める。
- (5) 防災施設の必要な国指定文化財は、国庫補助事業により完備を図るとともに、県指定文化財についても防災施設の設置等の措置を講ずる。
- (6) 文化財防火デー(毎年1月26日)の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

2 被害状況の把握と応急対策の実施

【県】

県教育委員会は、市町村教育委員会や発掘現場等の情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を指示し指導するものとする。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

3 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。復旧・復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣地方公共団体からの派遣要請等により十分な人的支援を整備する。

■「宮崎県地域防災計画」 第3編 地震災害対策編 第2章 地震災害予防計画

第1節 地震に強い県土づくり、まちづくり」(p283～286)

第2款 建築物の安全化

第1項 基本方針

地震被害想定調査においては、都市部を中心にほぼ全県で建築物に被害が生じており、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要である。特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進していくものとする。

第2項 対策

1 建築物の耐震性強化

【県、市町村】

(1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、市町村や建築関係団体との連携のもと、次のような取り組みを行うこととする。

ア 耐震診断を行う建築技術者の養成

建築物耐震診断を行う建築士を養成する講習会を必要に応じて開催する。

イ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、既存建築物の耐震化に関する意識の啓発を目的とした講習会等を開催する。これに併せて、一般県民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

ウ 所有者等への指導等

現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象とし、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修に努めるように指導・助言を行う。

エ 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断・耐震補強設計及び耐震改修工事に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行う。

(2) 建築物の落下物対策の推進

ア 建築物の落下防止対策

県及び市町村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講じる。

- (7) 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実施把握に努める。
- (8) 実態調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し修繕を指導する。
- (9) 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

- 県及び市町村は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。
- (7) 県及び市町村は、県民に対しブロック塀の安全点検及び補修性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補修方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。
 - (8) 市町村は、通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
 - (9) 市町村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
 - (10) 県及び市町村は、ブロック塀を新設または改修しようとする県民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

ウ 建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

また、災害の拡大や二次災害の防止のため、市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

2 建築物の液状化対策

【県、市町村】

地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害が大きく想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、構造計算書の添付が義務付けられている建築物については、確認申請時に指導していく。

- (1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策（地盤改良工法）
次款「地盤災害防止対策の推進」第5「液状化対策の推進」に記載
- (2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

ア 木造建築物

- ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
- ・アンカーボルトの適正施工
- ・上部構造部分の剛性を持たせる
- ・荷重偏在となる建築計画を避ける
- ・屋根等の重量を軽減する

イ 鉄筋コンクリート造等建築物

- ・支持杭基礎工法
- ・地盤を設ける方法
- ・面内に広がりのある建築計画とする
- ・地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める

ウ コンクリートブロック塀

- ・法令等の技術基準を正しく履行する
- ・基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

3 建築物の不燃化の促進

【県、市町村】

(1) 防火、準防火地域の指定

県及び市町村は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線道路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都府防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を

進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かふなければならない区域について、用途地域の見直しと連動して指定を行う。

(3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、各消防機関は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

4 重要施設等の耐震性強化

(1) 県有施設の耐震性強化

【県】

県は、大規模地震発生時に災害応急対策上重要となる次の建築物について、耐震性を確保するため、数値目標を設定するなどして、計画的に耐震診断調査を行い、必要に応じ耐震補強を行う。また、これらの施設においては庁舎管理者と調整の上、各室管理者において、造り付けの家具や事務機器等の固定を行うよう努めるものとする。

- ① 県庁舎、総合庁舎
- ② 保健所、病院
- ③ 警察関係施設
- ④ 県立学校
- ⑤ 社会福祉施設
- ⑥ その他重要建築物

耐震補強工事に当たっては、官庁施設の総合耐震診断・改修基準等を準用し、建物の機能性、施工性及び経済性等を総合的に検討の上、適切な改修方法により計画的に実施していくこととする。また、これらの施設を新設する際には、官庁施設の総合耐震計画基準等を準用し、耐震性の確保を図るものとする。

特に、災害時の拠点となる庁舎等の建築物については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、地震時の停電に備え、蓄電池、無停電電源装置、自家発電設備等の整備、燃料の備蓄に努める。

(2) 市町村及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

【市町村、防災上重要な施設の管理者】

市町村及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

特に、災害時の拠点となる庁舎等の建築物については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(3) 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

【県、市町村及び民間建築物の所有者等】

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進するものとする。

(4) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

【県、市町村及び民間建築物の所有者等】

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

県及び市町村は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

5 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

【県、市町村、防災上重要な施設の管理者】

県、市町村、防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うためあらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努めるものとする。

■「宮崎県地域防災計画」 第3編 地震災害対策編 第3章 地震災害応急対策計画

第21節 文教対策 (p321)

※ 上記「第2編 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第19節 文教対策 第2款 文化財保護対策」(p229～239)に同じ

■「宮崎県地域防災計画」 第4編 津波災害対策編 第3章 津波災害応急対策計画

第21節 文教対策 (p352)

※ 上記「第2編 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第19節 文教対策 第2款 文化財保護対策」(p229～239)に同じ

■「宮崎県地域防災計画」 第5編 風水害災害対策編 第3章 風水害応急対策計画

第22節 文教対策 (p409)

※ 上記「第2編 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第19節 文教対策 第2款 文化財保護対策」(p229～239)に同じ

■「宮崎県地域防災計画」 第6編 火山災害対策編 第3章 火山災害応急対策計画

第20節 文化財応急対策 (p474)

1 天然記念物等の応急対策

【県、市町村】

県及び市町村は、天然記念物や名勝等の文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、応急対策について管理者等と協議の上、応急・復旧の方針を定めるものとする。

また、未指定文化財については、関係機関の協力を得て被害状況の把握に努めるものとする。

■「宮崎県地域防災計画」 第7編 海上災害対策編 第3章 海上災害応急対策計画

第10節 環境保護対策 (p497)

第3款 文化財(天然記念物等)の応急対策

県及び市町村は、特別天然記念物青島亜熱帯性植物群落等文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、予防・応急対策について管理者等と協議し、予防・応急・復旧計画を定めるほか、未指定文化財については、その被害状況について関係機関の協力を得て把握に努めるものとする。

第4款 野生生物の保護

県は、油井出等により海鳥、海がめ等が被害が発生した場合には、油が付着した海鳥等の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等海鳥等の救護を、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

「宮崎県中山間地域振興計画（令和元年度～令和4年度）」（文化財関連箇所抜粋）

令和元年6月

■第2節 4年間に取り組む重点施策

1 「ひと」

(2) 地域を担う次世代の育成

③ ふるさとへの愛着、県内で働く魅力の発信

- ふるさと学習や体験活動等の充実、地域の人財や文化財の活用等を通して、子どもたちに、地域に対する理解を深めさせるとともに、地域への関心を高めさせ、ふるさとへの誇りや愛着を育みます。

(3) 外部人財の活力の取り込み

- 外部専門家のアドバイスによる地域資源の掘り起こしや磨き上げを行い、それらを活用した地域活性化を図ります。

3 「なりわい」

(3) 地域資源を生かした稼ぐ力の向上

- 中山間地域の観光地としての魅力向上を図るため、海や森林、神話といった地域資源を生かし、中山間地域ならではの新たな観光資源の開発や既存の観光資源の更なる磨き上げを行うとともに、これらの観光資源を生かした地域間の交流を促進します。
- 「高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産」や「線ユネスコエコパーク」、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」などの世界ブランドを生かした取組や「霧島ジオパーク」の世界認定に向けた取組などを地元自治体等と連携しながら推進し、自然と人が共生する宮崎をアピールすることにより、交流人口の増加による地域活力の向上を図ります。

(6) 集落ぐるみのなりわい維持

- 地域住民による伝統芸能等の保存・継承を進めるとともに、地域で守り伝えられた有形・無形の文化財を活用する環境づくりを推進します。

「宮崎県観光振興計画」(文化財関連箇所抜粋)

令和元年7月

■ 第4章 具体的な施策展開

第2節 取り組むプロジェクト

1 みやざきの強みを生かした誘客の促進

(1) 「神話の源流みやざき」ブランドを生かした観光誘客の推進

本県は、古事記や日本書紀に描かれた日本発祥にまつわる日向神話の舞台であり、多くの神話や伝承、神楽などの伝統文化やゆかりの地・景観などが県内各地に残されています。本県が誇るこれらの文化資源を「神話の源流みやざき」として情報発信するとともに、県内外での講演会や講座、神楽公演等を通じて、誘客促進に繋げる取組を展開していきます。

- 県外における「神話の源流みやざき」ブランドの定着
- 神楽や古墳の世界ブランドを目指した取組の促進
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や本県開催の国民文化祭等を活用した観光誘客施策の展開
- 多言語化の推進やSNS等を活用した効果的な情報発信
- 県民の知る機会、触れる機会の創出

(2) 世界ブランド等を生かした観光誘客の推進

世界農業遺産、ユネスコエコパークなどの世界ブランドは、農産物等のブランド化などの取組が進み、地域を訪れ、体験を行う人が増えるなど、地域活性化が進むことが期待されます。

また、国内外の旅行者のニーズが多様化する中、特に訪日外国人観光客については、その土地の風土や歴史を学び、体験することができる「コト」消費のニーズが高まっています。

このため、世界農業遺産、ユネスコエコパークなどの世界ブランド等の認定を生かし、その地域ならではの楽しみ方や過ごし方を充実させ、国内外からの観光誘客につなげます。

- 世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域や綾ユネスコエコパーク、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにおける、市町村と連携した、地域資源の観光素材としての更なる磨き上げと周遊・滞在メニューの開発・商品化
- 日本遺産認定地域や重要伝統的建造物群保存地区、国の指定文化財をはじめとした、歴史的文化素材を活用した市町村等との連携による観光PR

(5) 本県ならではのテーマ観光の推進

国内外の観光客の旅行ニーズが多様化する中で、全国各地では、様々な地域資源を生かし、テーマ性やストーリー性をもったテーマ観光の取組が行われています。このため、本県の豊かな自然やスポーツ環境を生かしたスポーツツーリズムや、豊かな農林水産業などを生かしたグリーンツーリズムやエコツーリズム、焼酎の蔵巡り体験などの産業観光、ダムや橋などの構造物を生かしたインフラツーリズム、映画やドラマの撮影実績を生かしたロケツーリズムなど、観光客のニーズに対応した本県ならではの新たな宮崎観光を推進します。

- 本県の自然景観、歴史・文化、食、工場見学などの観光資源を体験・体感できるテーマツーリズムの推進
- 体験プログラムの開発やガイド養成、見学者限定の取組など、市町村や事業者等との連携による受入環境の充実促進

「教育委員会業務継続計画（教育委員会版 BCP）」（文化財関連箇所抜粋）

平成26年3月策定（令和2年4月改訂）

非常時優先業務 実施要領

業務優先度	第1グループ
業務分類	① 県民生活の安定に関することで優先度が極めて高く、停止することができないもの
業務内容	施設管理業務
担当所属	文化財課

1 非常時

非常時優先業務の具体的内容		開始目標時間・実施期間 (h:時間, d:日, w:週)					
必要人数	各項目記載のとおり	0.5h	3h	1d	2d	3d	1w
① 県内文化財の損壊状況確認(1人)							
・市町村教育委員会等との連携							◎
② 館内の資料損壊状況確認及び主管課等への状況報告(4人)							
・展示室、収蔵庫等							◎
③ 古墳群内の損壊状況確認及び主管課等への状況報告(6人)							
・第1古墳群(13号墳・覆屋含む)、第2古墳群、第3古墳群(4号地下式含む)							◎
④ 復旧工事中に埋蔵文化財の所在が確認された場合の対応(2人)							
・発掘調査実施の検討							◎

2 事前の備え(平常時)

具体的内容	事前の備え対応時期 (年度)					備 考
	28	29	30	1	2	
① マニュアルの整備						
・危機管理マニュアルの整備						H24 までに対応済 ※随時改訂

非常時優先業務 実施要領

業務優先度	第3グループ
業務分類	② 各所属の業務の中で優先度が高いもの
業務内容	文化財等の被害状況確認及び対応
担当所属	文化財課・総合博物館・西都原考古博物館・埋蔵文化財センター

1 非常時

具体的内容		開始目標時間・実施期間 (h:時間, d:日, w:週)					
必要人数	各項目記載のとおり	0.5h	3h	1d	2d	3d	1w
① 総合博物館・西都原考古博物館・埋蔵文化財センター(本館、分館)との連絡調整							
・対応状況の確認		◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

・被害状況の確認	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
② 県土整備部(都市計画課)との連絡調整(西都原考古博物館関係:1人)						
・対応状況の報告	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
・被害状況の報告	◎	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 事前の備え(平常時)

具体的内容	事前の備え対応時期 (年度)					備 考
	28	29	30	1	2	
① 損壊状況等確認のため						
・確認対象の洗い出し	→	→	→	→	→	H26 に対応済
・確認様式の検討						H26 に対応済
② 主管課、国等への状況報告						
・報告様式等の検討						H26 に対応済

非常時優先業務 実施要領

業務優先度	第3グループ
業 務 分 類	② 各所属の業務の中で優先度が高いもの
業 務 内 容	資料作品保全のための活動
担 当 所 属	県立美術館

1 非常時

具体的内容		開始目標時間・実施期間 (h:時間, d:日, w:週)					
必要人数	16人	0.5h	3h	1d	2d	3d	1w
① 収集作品保全管理							
・資料作品の緊急避難	◎						
・資料作品、セキュリティの状況調査			◎				
・資料作品、収蔵庫の復旧措置							◎
・資料作品の業者等も交えた詳細調査							◎
・資料作品の作家、寄託者への状況連絡							◎

2 事前の備え(平常時)

具体的内容	事前の備え対応時期 (年度)					備 考
	28	29	30	1	2	
① 資料作品の管理整備						
・資料作品台帳の管理	→	→	→	→	→	H26 に対応済
・露出展示、収蔵物等の落下防止措置	→	→	→	→	→	H26 に対応済

「埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則」

昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 5 号
最終改正 平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 15 条第 1 項、第 57 条第 1 項及び同法第 57 条の 2 第 1 項で準用する同条同項の規定に基づき、埋蔵文化財発掘調査等の届出に関する規則を次のように定める。

（発掘調査の場合の届出書の記載事項及び添付書類）

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 92 条第 1 項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘予定地の所在及び地番
 - 二 発掘予定地の面積
 - 三 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
 - 四 発掘調査の目的
 - 五 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（同若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
 - 六 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 七 発掘着手の予定時期
 - 八 発掘終了の予定時期
 - 九 出土品の処置に関する希望
 - 十 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 二 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の方であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 三 発掘予定地の所有者の承諾書
- 四 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 五 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

（土木工事等による発掘の場合の届出書の記載事項及び添付書類）

第 2 条 法第 93 条第 1 項で準用する法第 92 条第 1 項の規定による発掘届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 二 土木工事等をしようとする土地の面積
- 三 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 五 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 六 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 七 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 八 当該土木工事等の着手の予定時期
- 九 当該土木工事等の終了の予定時期
- 十 その他参考となるべき事項

- 2 前項の届出の書面には、土木工事をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

(事前の届出を要しない場合等)

第3条 法第92条第1項ただし書(法第93条第1項で準用する場合を含む。)の文部省令の定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該発掘に関し、法第125条第1項の規定により現状変更等の許可の申請をした場合
- 二 非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合
- 2 前項第2号に掲げる場合においては、当該発掘を行った者は、発掘終了後遅滞なく、法第92条第1項の規定により届出をすべき場合にあっては第1条第1項各号に掲げる事項を文化庁長官(法第184条第1項第6号及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。))第5条第1項第5号の規定により法第92条第1項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会が行う場合には、当該都道府県の教育委員会)に、法第93条第1項で準用する法第92条第1項の規定により届出をすべき場合にあっては前条第1項各号に掲げる事項を文化庁長官(法第184条第1項第6号及び令第5条第2項の規定により法第98条第1項で準用する法第92条第1項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。))の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会)に届け出なければならない。

(遺跡発見の場合の届出書の記載事項及び添付書類)

第4条 法第96条第1項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 遺跡の種類
- 二 遺跡の所在及び地番
- 三 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 四 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 遺跡の発見年月日
- 六 遺跡を発見するに至った事情
- 七 遺跡の現状
- 八 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
- 九 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 十 遺跡の保護のため執った、又は執ろうとする措置
- 十一 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和29年7月1日から施行する。
- 2 埋蔵文化財発掘届出書規則(昭和25年文化財保護委員会規則第4号)は、廃止する。

附 則 (昭和50年9月30日文部省令第33号) 抄

- 1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行(昭和50年10月1日)から施行する。

附 則 (平成12年3月8日文部省令第8号)

この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日文科科学省令第11号)

この省令は、平成17年4月1日から施行する。